南相馬市の環境

平成 26 年版

（平成 25 年度測定結果）

平成 27 年 2 月

南相馬市　生活環境課

Ⅰ.南相馬市の概要 1

Ⅱ.環境の現況 5

Ⅱ-1.大気環境 5

1.大気汚染と環境基準 *5*

2.大気汚染の現状 *5*

Ⅱ-2.水質汚濁 9

1.水質汚濁と環境基準 *9*

2.水質汚濁の現状 *9*

3.生活排水対策について *15*

Ⅱ-3.騒音・振動 16

1.騒音・振動と環境基準 *16*

2.騒音・振動の現状 *16*

Ⅱ-4.悪臭 27

1.悪臭の現状 *27*

2.悪臭防止対策 *27*

Ⅱ-5.化学物質(ダイオキシン類) 28

1.化学物質(ダイオキシン類)と環境基準 *28*

2.化学物質(ダイオキシン類)の現状 *28*

Ⅱ-6.地盤沈下 29

1.地盤沈下とは *29*

2.地盤沈下の現状 *29*

Ⅱ-7.公害苦情 35

1.公害苦情の概況 *35*

2.種類別公害苦情発生件数 *35*

3.公害苦情処理事務系統図 *36*

Ⅱ-8.環境放射線量測定 37

1.概況 *37*

Ⅲ.特定工場等の届出状況 38

1.法・県条例に基づく特定施設等の届出 *38*

Ⅳ.公害防止の施策と組織 41

1.公害防止の施策 *41*

2.公害行政組織 *41*

3.主な公害測定機器の整備状況 *41*

4.環境行政のあゆみ *42*

資料１ 環境に関する基準等 46

資料 1-Ⅰ.大気質に関する基準 47

1.大気汚染に係る環境基準 *47*
2.大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法 *48*
3.工場等の排出基準 *49*
資料 1-Ⅱ.水質に関する基準 50
1.人の健康の保護に関する環境基準 *50*
2.生活環境の保全に関する環境基準 *51*
資料 1-Ⅲ.騒音・振動に関する基準 60
1.騒音に関する基準 *60*
2.振動に関する基準 *66*
資料 1-Ⅳ.悪臭防止法に基づく規制基準 68
1.悪臭防止法に定める規制 *68*
○南相馬市環境基本条例 **72**
○南相馬市環境基本条例施行規則 **84**
○用語の解説 **88**

Ⅰ.南相馬市の概要

＜南相馬市章＞

・平成 18 年 1 月 1 日制定

・緑と青の 2 色は山・川・海の豊かな自然を象徴。連携する 3 つの円は合併 3 市町の絆であり、調和・協調・交流を表わし、オレンジの円に一人一人の輝きと市民の活力の意味を込めて、ゆとりある未来を創造する「南相馬市」の発展の姿を、安定感あるフォルムで表現しています。

＜市の花・木・鳥・魚・昆虫＞

・平成 19 年 6 月 21 日制定

・(花)さくら・(木)けやき・(鳥)ひばり

・(魚)さけ・(昆虫)ほたる

＜位置・面積＞

福島県太平洋沿岸北部にあり、東京から 292 km、いわき市と仙台市のほぼ中間に位置しています。

東経　140 度 57 分 38 秒

北緯　37 度 38 分 21 秒

面積　398.50k ㎡

(1)沿革

南相馬市(平成 18 年 1 月 1 日合併:小高町、鹿島町、原町市)は、緑深い阿武隈の山すそにひろがる豊かな平野、その果てに連なる太平洋のなぎさ、海洋性の気象にはぐくまれた豊かな自然環境のまちです。

この豊かな自然は、市内に現存する延喜式内名神五社の縁起に見られるように、古くから当地方開発の大きな要因をなしてきました。歴史的には、元亨 3 年(西暦 1323 年)に相馬重胤が下総の国(千葉県流山市付近)から下向して、南相馬市原町区太田地区に館を築いたのが始まりとされています。藩政時代は、宿場町として栄えました。

旧小高町については、明治 22 年の町村制実施の際に小高村となり、明治 31 年に町政を施行して小高町に改称され、昭和 29 年に小高町、福浦村、金房村が合併し、小高町が誕生しました。

旧鹿島町については、明治 22 年の町村制実施の際に鹿島村となり、明治 31 年に町政を施行して鹿島町に改称され、昭和 29 年に鹿島町、真野村、八沢村、上真野村が合併し、鹿島町が誕生しました。

旧原町市については、明治 22 年の町村制実施の際に原町村となり、明治 30 年に町政を施行して原町に改称され、昭和 29 年に原町、太田村、大甕村、高平村が合併して原町市が誕生し、さらに昭和 31 年には石神村が合併しました。

平成 18 年 1 月 1 日に小高町、鹿島町及び原町市が合併し南相馬市が誕生しました。

毎年 7 月下旬には一千有余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追が本市を中心として開催されます。

(2)人口と世帯数の推移

出典:福島県　現住人口調査年報(毎年 10 月 1 日現在)

南相馬市の面積:398.50km2

区分 年次	上段:人口(人) 下段:世帯数 原町区	小高区	鹿島区	合計	1世帯当りの人口	人口密度(人/km²)
平成 10 年	49,658	13,947	13,144	76,749	3.3	193
	16,098	3,593	3,500	23,191		
平成 11 年	49,462	13,910	13,025	76,397	3.3	192
	16,384	3,599	3,509	23,492		
平成 12 年	48,750	13,756	12,740	75,246	3.3	189
	15,695	3,634	3,318	22,647		
平成 13 年	48,555	13,621	12,633	74,809	3.3	188
	15,834	3,642	3,316	22,792		
平成 14 年	48,440	13,613	12,470	74,523	3.2	187
	15,963	3,698	3,324	22,985		
平成 15 年	48,282	13,578	12,419	74,279	3.2	186
	16,060	3,736	3,392	23,188		
平成 16 年	48,069	13,485	12,299	73,853	3.2	185
	16,120	3,810	3,380	23,310		
平成 17 年	47,456	13,274	12,107	72,837	3.2	183
	15,981	3,680	3,342	23,003		
平成 18 年	－	－	－	72,364	3.1	182
	－	－	－	23,614		
平成 19 年	－	－	－	71,816	3.1	180
	－	－	－	23,214		
平成 20 年	－	－	－	71,296	3.1	179
	－	－	－	23,340		
平成 21 年	－	－	－	70,971	3.0	178
	－	－	－	23,426		
平成 22 年	－	－	－	70,878	3.0	178
	－	－	－	23,640		
平成 23 年	－	－	－	66,542	2.9	167
	－	－	－	22,799		
平成 24 年	－	－	－	65,102	2.9	163
	－	－	－	22,577		
平成 25 年	－	－	－	64,144	2.8	161
	－	－	－	22,606		

(3)製造業の事業所数と従業員数の推移

出典:経済産業省　工業統計調査(毎年 12 月 31 日現在)

年次	事業所数(数)	従業員数(人)
平成 10 年	316	8,491
平成 11 年	319	8,242
平成 12 年	323	8,063
平成 13 年	285	7,299
平成 14 年	261	6,925
平成 15 年	263	6,540
平成 16 年	246	6,397
平成 17 年	248	6,047
平成 18 年	239	6,017
平成 19 年	238	6,116
平成 20 年	242	6,020
平成 21 年	213	5,463
平成 22 年	202	5,471
平成 23 年	127	3,543
平成 24 年	141	3,783

(4)地目別土地利用状況

出典:税務課　固定資産概要調書(平成 26 年 1 月 1 日現在)

面積 / 地目	南相馬市 (km^2)	構成比 (%)
田	68.1063	17.1
畑	27.2741	6.8
宅地	20.7278	5.2
池沼	0.1607	0.04
山林	169.9068	42.6
原野	6.6189	1.7
雑種地	10.2690	2.6
その他	95.4364	23.9
計	398.5000	100.0

(5)気象の状況

当地域は、太平洋岸気候域の三陸地方気候区に属します。夏季は涼しく東北東の風が吹き日照時間が少なく、冬季は比較的暖かく北北西季節風が多く、乾燥した晴天が続き、降雪量が少ない地域です。全体的に見ると四季を通じて晴天が多く、4～7 月にかけて親潮の影響によるやませが吹く年があります。

平成 25 年度　風向頻度(年平均)

出典:福島県　水・大気環境課

測定地点:原町区仲町児童センター

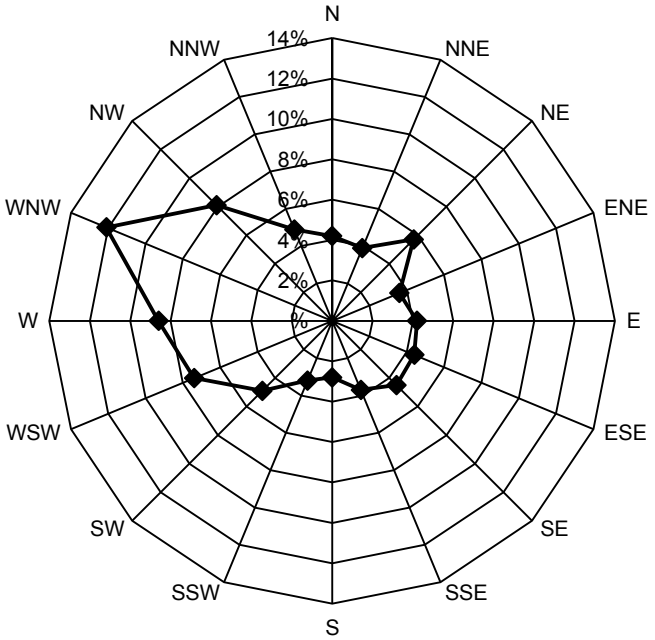

平成 25 年度　気象状況(月平均)

月	気温(℃)	最高(℃)	最低(℃)	湿度(%)
4	10.8	23.6	0.5	59.0
5	15.1	28.0	3.3	66.5
6	19.1	28.0	9.6	81.4
7	22.7	33.9	16.8	82.3
8	25.9	36.0	17.1	72.9
9	22.0	31.7	12.2	75.8
10	17.1	29.7	6.6	77.9
11	10.3	21.3	0.5	62.2
12	5.6	15.0	−2.9	61.9
1	3.0	14.2	−4.5	53.7
2	2.3	13.8	−8.0	60.5
3	6.5	22.5	−3.4	59.0
平均	13.4	24.8	4.0	67.8

Ⅱ.環境の現況

Ⅱ-1.大気環境

1.大気汚染と環境基準

大気汚染の原因となる物質として、工場・事業所から排出される、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんや、自動車等の移動発生源から排出される一酸化炭素、炭化水素などがあります。硫黄酸化物、窒素酸化物は酸性雨の原因となり、大気中の炭化水素などが太陽の紫外線によって化学反応を起こし光化学オキシダントが生成されます。また、近年中国大陸における甚大な大気汚染の発生に伴い、PM2.5に対する社会的関心も高まっています。

大気汚染物質は、濃度によって人の健康などに悪影響を及ぼすことがあります。そこで、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。環境基準については、資料1を参照ください。

2.大気汚染の現状

本市には、大気質の濃度を把握するため、仲町児童センター(原町区仲町)、東町児童公園(小高区東町)の計2地点に観測局が設置されています(両方とも県設置観測局)。

(1)測定地点及び測定項目

測定地点及び地点別測定項目は、下表、下図のとおりです。

観測地点及び観測項目

観測項目	観測方法	観測地点名	
		仲町	東町
二酸化硫黄	紫外線蛍光法(乾式)	○	
窒素酸化物	化学発光法(乾式)	○	
浮遊粒子状物質	β線吸収法	○	○
光化学オキシダント	吸光光度法(乾式)	○	○

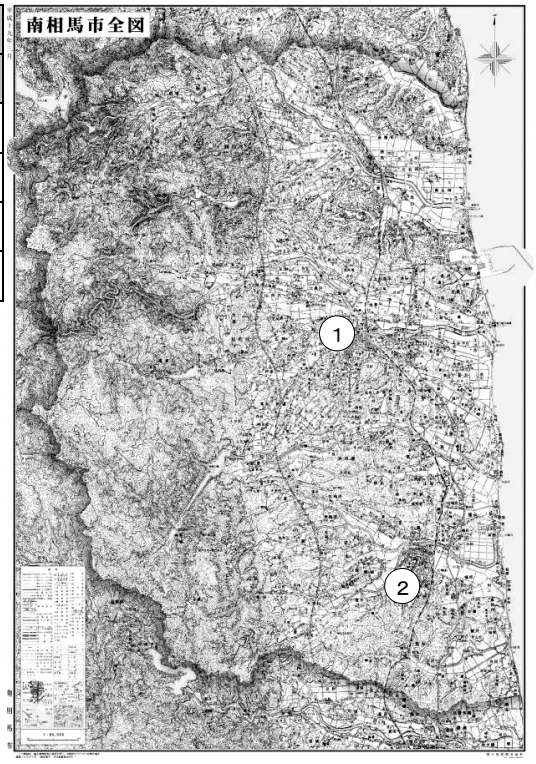

(2) 測定結果

◆平成 25 年度大気汚染物質測定濃度◆

区分			測定地点	
			仲町児童センター（原町区）	東町児童公園（小高区）
二酸化硫黄	年平均値		0.001ppm	
	1 時間値が 0.1 ppm を超えた	時間数	0 時間	
		割合	0%	
	日平均値が 0.04ppm を超えた	日数	0 日	
		割合	0%	
	1 時間値の最高値		0.012ppm	
	日平均値の 2%除外値		0.003ppm	
	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		無	
	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数		0 日	
	環境基準による評価	短期的評価	適合	
		長期的評価	適合	
二酸化窒素	年平均値		0.004ppm	
	1時間値の最高値		0.032ppm	
	1時間値が 0.2ppm を超えた	時間数	0 時間	
		割合	0%	
	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の	時間数	0 時間	
		割合	0%	
	日平均値が 0.06ppm を超えた	日数	0 日	
		割合	0%	
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の	日数	0 日	
		割合	0%	
	日平均値の年間 98%値		0.010ppm	
	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数		0 日	
	環境基準による評価		適合	

※県測定。斜線は測定装置が未設置。

区分			測定地点	
			仲町児童センター（原町区）	東町児童公園（小高区）
光化学オキシダント	昼間の 1 時間値の年平均値		0.035ppm	0.032ppm
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数	30 日	19 日
		時間数	121 時間	64 時間
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の	日数	0 日	0 日
		時間数	0 時間	0 時間
	昼間の 1 時間値の最高値		0.086ppm	0.078ppm
	昼間の日最高 1 時間値の年平均値		0.044ppm	0.042ppm
	環境基準による評価		不適合	不適合
浮遊粒子状物質	年平均値		0.010mg/㎥	0.011mg/㎥
	1時間値が 0.20mg/㎥を越えた	時間数	0 時間	0 時間
		割合	0%	0%
	日平均値が 0.10mg/㎥を越えた	日数	0 日	0 日
		割合	0%	0%
	1時間値の最高値		0.062mg/㎥	0.092mg/㎥
	日平均値の 2%除外値		0.033mg/㎥	0.036mg/㎥
	日平均値が 0.10mg/㎥を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		無	無
	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/㎥を超えた日数		0 日	0 日
	環境基準による評価	短期的評価	適合	適合
		長期的評価	適合	適合

※県測定

① 二酸化硫黄

短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。

② 窒素酸化物

短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。

③ 光化学オキシダント

基準値(0.06ppm)を越えた時間数は仲町児童センターで 121 時間、東町児童公園で 64 時間あり、環境基準の評価に不適合でした。

しかし、光化学スモッグ注意報の発令基準(0.12ppm 以上、且つこの状態が継続すると判断される場合)になることはありませんでした。

④ 浮遊粒子状物質

短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。

(3) 測定結果の経年変化

平成 15～25 年度の大気汚染物質測定濃度結果の経年変化は下記グラフのとおりです。

いずれの観測地点でも各項目とも基準値内で推移しており、良好な状態が継続しています。

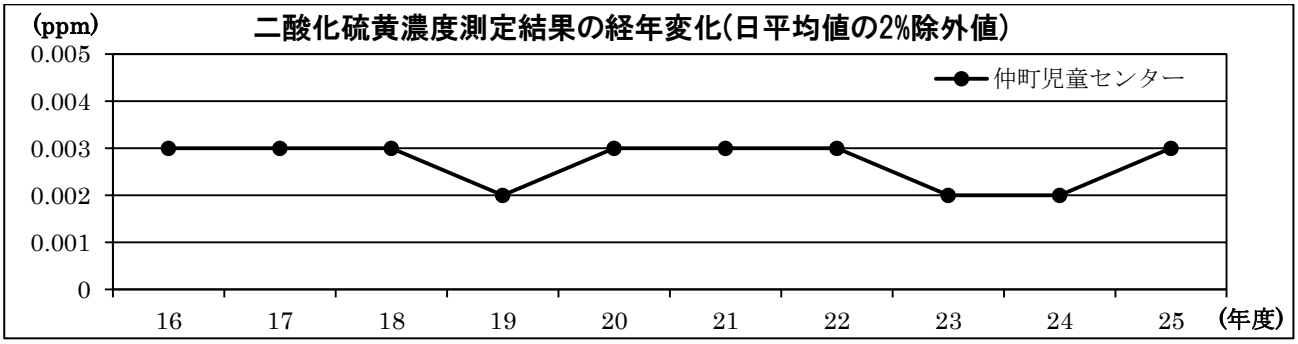

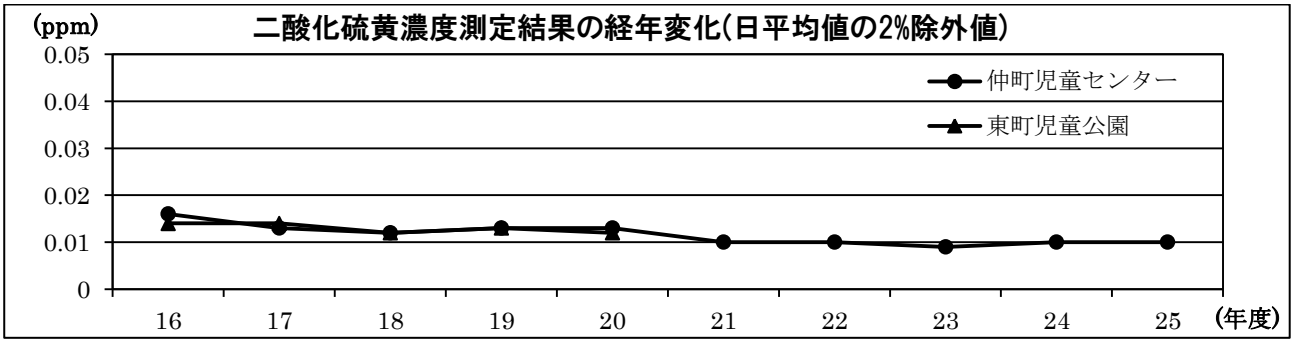

※東町児童公園は平成 20 年度で測定終了。

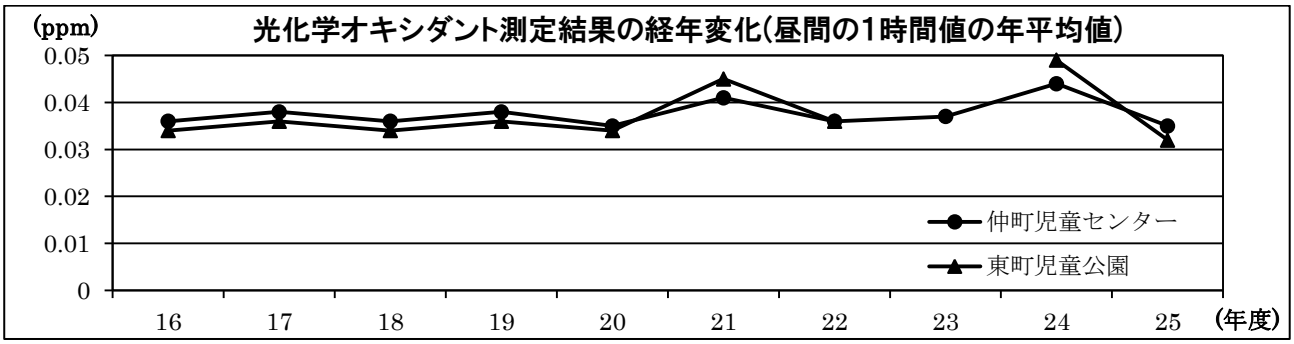

※東町児童公園は平成 23 年度東日本大震災の影響により欠測。

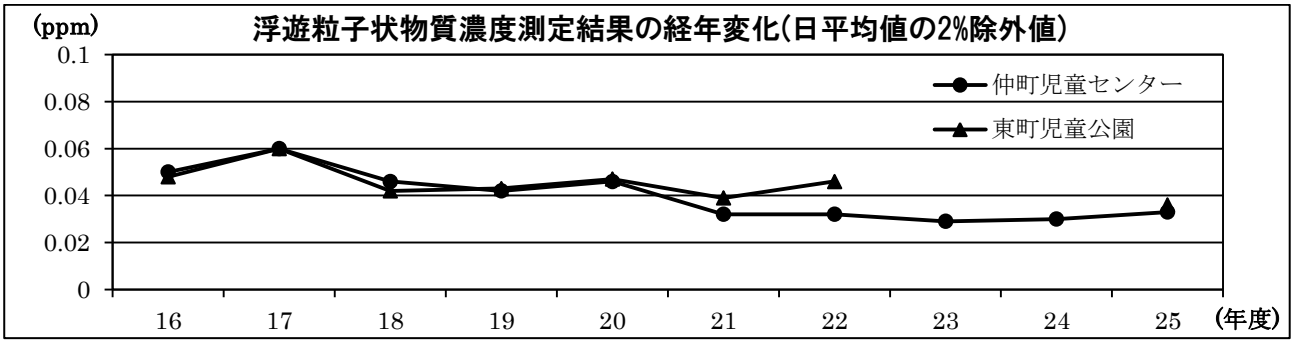

※東町児童公園は平成 23・24 年度東日本大震災の影響により欠測。

Ⅱ-2.水質汚濁

1.水質汚濁と環境基準

水質汚濁の主な原因物質は、有機物などの栄養塩類、重金属や揮発性有機化合物(VOC)などの物質です。一般的には工場や事業所などの産業排水、家庭から排出される生活排水などとされていますが、現在の水質汚濁原因の5割近くは生活排水によるものとされています。

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する基準(以下、「健康項目」という。)」と「生活環境に関する基準(以下「生活環境項目」という。)」に分けられます。健康項目は、全水域一律の基準で、生活環境項目は、河川・湖沼・海域に分け、利用目的に応じて類型別に基準を定めています。環境基準については、資料1を参照ください。

2.水質汚濁の現状

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、市内を流れる真野川水系、新田川水系、太田川水系、小高川水系及び宮田川水系の二級河川について、42地点を選定し、年2回水質の測定を実施しています。

また、県では、真野川、新田川及び小高川の各2地点を年12回、太田川については1地点を年4回、水質の測定を実施しています。

本市の主要な水質汚濁物質の発生源としては、製紙業、化学工業、食料品製造業などがあげられますが、これらの発生源では排水処理施設を設置し、排水基準に適合する排水を行っています。

市では、水質汚濁物質の発生源について、排水を測定監視し、適切な行政指導を行うことにより公共用水域の水質保全に努めています。

(1)河川水の水質測定

①測定項目及び地点

測定項目

測定項目		単位
水素イオン濃度	pH	
溶存酸素量	DO	mg/L
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/L
浮遊物質量	SS	mg/L
大腸菌群数		MPN/100mL

測定地点

No.	地区	水系	河川	地点	類型	備考
1	鹿島区	真野川	真野川	御山橋	A	
2	鹿島区	真野川	大日川	小沢橋		
3	鹿島区	真野川	上真野川	新小草橋		
4	鹿島区	真野川	真野川	落合橋	A	県調査地点
5	鹿島区	真野川	潤谷川	関根橋		県調査地点
6	鹿島区	真野川	真野川	真島橋	A	
7	原町区	新田川	北川	清水橋		
8	原町区	新田川	新田川	栢ノ木橋	A	
9	原町区	新田川	新田川	木戸内橋	A	県調査地点
10	原町区	新田川	境堀川	上江川橋		
11	原町区	新田川	新田川	新田橋	A	
12	原町区	新田川	笹部川	切付橋		
13	原町区	新田川	大木戸川	牛越橋		
14	原町区	新田川	大木戸川	道場橋		
15	原町区	新田川	水無川	水道橋		
16	原町区	新田川	水無川	新小川橋		
17	原町区	新田川	新田川	須賀内橋	A	
18	原町区	新田川	武須川	前川原橋		
19	原町区	新田川	新田川	鮭川橋	A	県調査地点
20	原町区	太田川	太田川	矢川原橋		
21	原町区	太田川	太田川	川畑橋		
22	原町区	太田川	牛川	雁唐橋		
23	原町区	太田川	太田川	丸山橋		
24	原町区	太田川	鶴江川	野馬橋		
25	小高区	小高川	川房川	根岸橋		
26	小高区	小高川	小高川	西田橋	A	
27	小高区	小高川	小高川	吉名橋	A	
28	小高区	小高川	北鳩原川	道下橋		
29	小高区	小高川	前川	竹ノ内橋		
30	小高区	小高川	前川	搦手橋		
31	小高区	小高川	飯崎川	仲沖橋		
32	小高区	小高川	前川	琵琶橋(北)		
33	小高区	小高川	小高川	琵琶橋(南)	A	
34	小高区	小高川	小高川	善丁橋	A	
35	小高区	小高川	泉沢川	福岡橋		
36	小高区	小高川	新川	堂田橋		
37	小高区	小高川	新川	越戸畑橋		
38	小高区	小高川	小高川	ハツカラ橋	A	
39	小高区	小高川	岩落川	八龍崎橋		
40	小高区	小高川	宮田川	行津橋		
41	小高区	小高川	宮田川	宮田川橋		
42	小高区	小高川	宮田川	羽和形橋		

※河川区分は全て二級河川

測定地点位置図

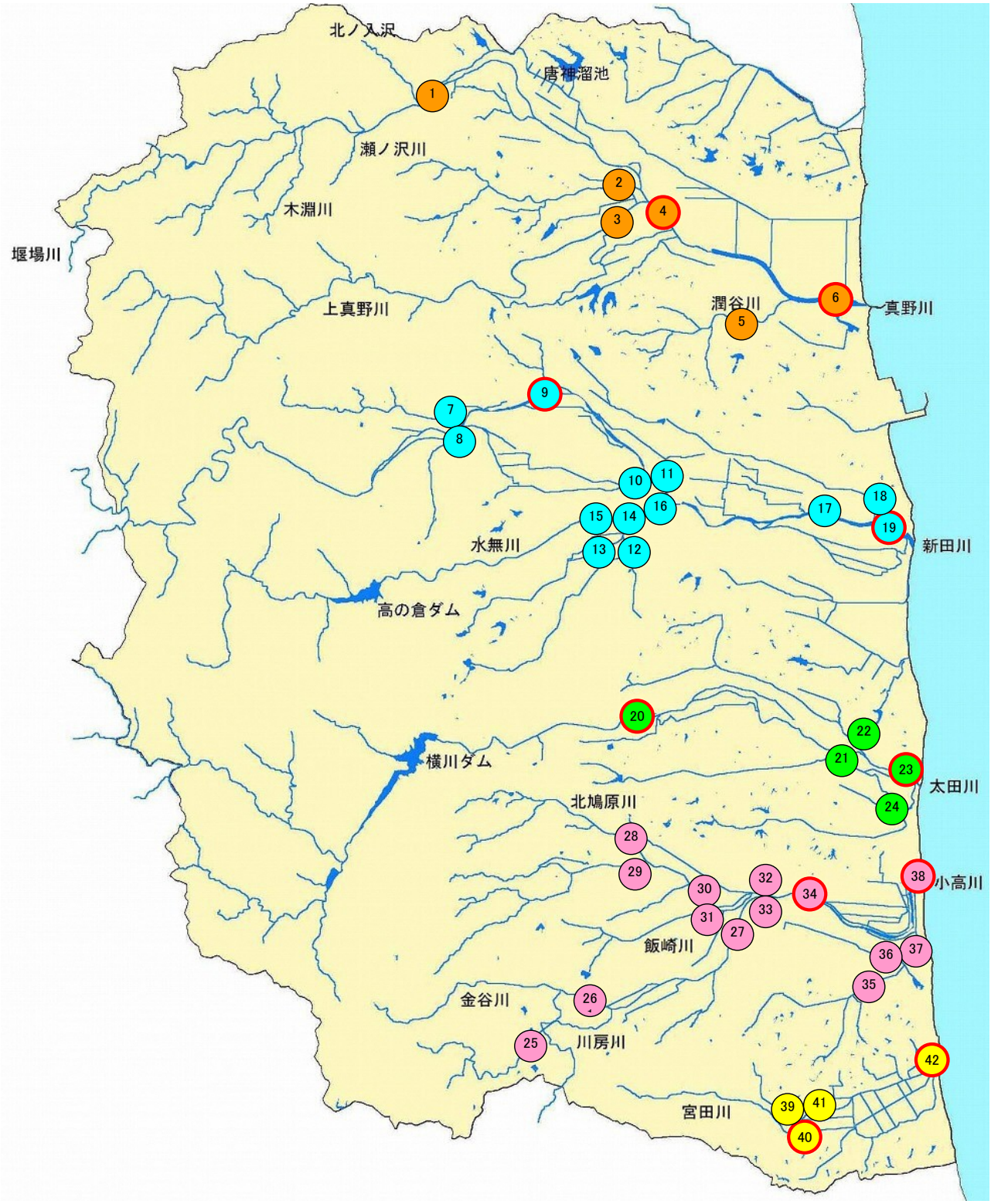
北ノ入沢
唐神溜池
瀬ノ沢川
木淵川
堰場川
上真野川
潤谷川
真野川
水無川
新田川
高の倉ダム
横川ダム
太田川
北鳩原川
小高川
飯崎川
金谷川
川房川
宮田川
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

②平成 25 年度測定結果

市が測定した河川水の水質測定結果(2 回測定した平均値)は下表のとおりです。

No.	河川	地点	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素	全りん	大腸菌群数 (MPN/100mL)
1	真野川	御山橋	A	7.6	10.0	0.6	1.2	0.7	0.01	1715
2	大日川	小沢橋	−	7.9	11.7	0.8	1.7	0.5	0.01	2395
3	上真野川	新小草橋	−	7.6	10.2	0.3	0.2	0.3	0.01	1135
4	真野川	落合橋	A	7.1	9.8	0.7	3.6	1.2	0.03	7150
5	潤谷川	関根橋	−	7.1	7.1	1.5	11.8	0.9	0.08	7950
6	真野川	真島橋	A	7.7	8.0	0.8	12.7	1.1	0.05	1220
7	北川	清水橋	−	7.0	9.4	0.4	0.5	1.0	0.01	865
8	新田川	栢ノ木橋	A	7.7	10.6	0.5	1.2	0.3	0.02	1895
9	新田川	木戸内橋	A	7.7	10.5	0.4	1.0	0.4	0.01	490
10	境堀川	上江川橋	−	7.4	9.8	0.5	6.4	1.1	0.04	2145
11	新田川	新田橋	A	7.8	10.6	0.5	1.2	0.5	0.02	2500
12	笹部川	切付橋	−	7.6	9.2	0.7	1.8	0.5	0.03	7200
13	大木戸川	牛越橋	−	7.3	9.5	0.7	3.3	1.9	0.05	3400
14	大木戸川	道場橋	−	7.4	9.8	1.1	3.2	2.3	0.1	3700
15	水無川	水道橋	−	7.2	9.8	0.5	0.7	0.9	0.02	3850
16	水無川	新小川橋	−	8.3	11.2	0.8	1.6	1.5	0.04	5050
17	新田川	須賀内橋	A	7.6	10.0	0.7	2.6	1.4	0.05	1400
18	武須川	前川原橋	−	7.2	9.8	0.7	4.1	1.2	0.07	2150
19	新田川	鮭川橋	A	7.3	10.0	0.7	5.3	1.4	0.06	595
20	太田川	矢川原橋	A	7.8	10.3	0.5	0.8	0.4	0.02	2200
環境基準(河川)			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	−	−	1,000MPN/100mL 以下

※21 番以降の 22 地点は原発事故の影響により調査見送り。

水質類型が指定されている 9 地点中 7 地点において大腸菌群数が基準値を超えています。原因としては、畜産農業に伴う排水及び一般家庭からの雑排水による影響が大きいと考え、公共下水道の整備の推進と合併処理浄化槽の設置を促進しています。今後これらの排水について、監視の強化を図るとともに、総合的な水質保全対策の推進が必要であると考えます。

③測定結果の経年変化

県が測定した河川水のうち、河川水の汚濁状況を示す代表的な測定項目である BOD の 75%値(例:12 回測定した場合、数値の低い方から数えて 9 番目の値)は下表のとおりです。

河川名		真野川		新田川		太田川	小高川	
調査地点		落合橋	真島橋	木戸内橋	鮭川橋	丸山橋	善丁橋	白金橋※
類型		A	A	A	A	−	A	A
年度	16	1.3	1.2	0.9	1.2	1.0	1.3	1.4
	17	1.3	1.3	1.2	1.6	1.4	1.2	1.3
	18	1.0	1.3	0.9	1.3	1.1	1.4	1.5
	19	1.3	1.3	1.3	1.9	1.7	1.7	1.7
	20	1.4	1.3	1.0	1.4	0.9	1.5	1.8
	21	1.3	1.2	1.3	1.4	1.0	1.5	1.7
	22	1.0	1.2	1.2	1.4	0.6	1.3	1.5
	23	1.0	0.8	0.8	1.1	−	−	−
	24	1.0	1.2	0.6	0.8	−	−	−
	25	1.3	1.1	0.7	1.0	−	1.0	1.4

※横線(−)は原発事故の影響により調査見送り。白金橋は流出したハツカラ橋の代替地点。

※太田川(丸山橋)は原発事故の影響により平成 23 年度以降調査見送り。

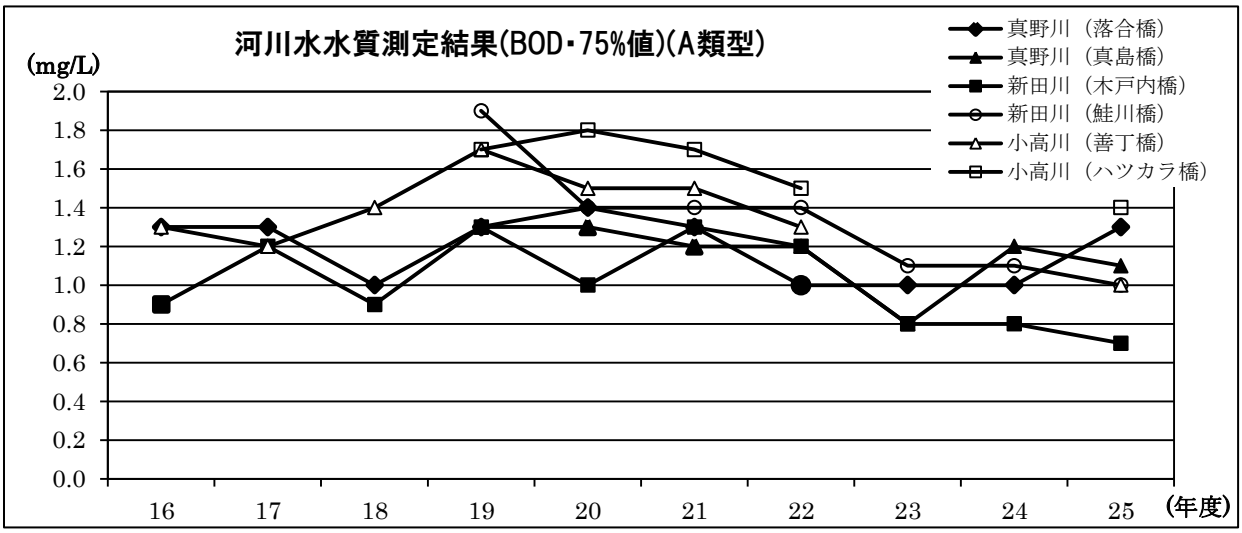

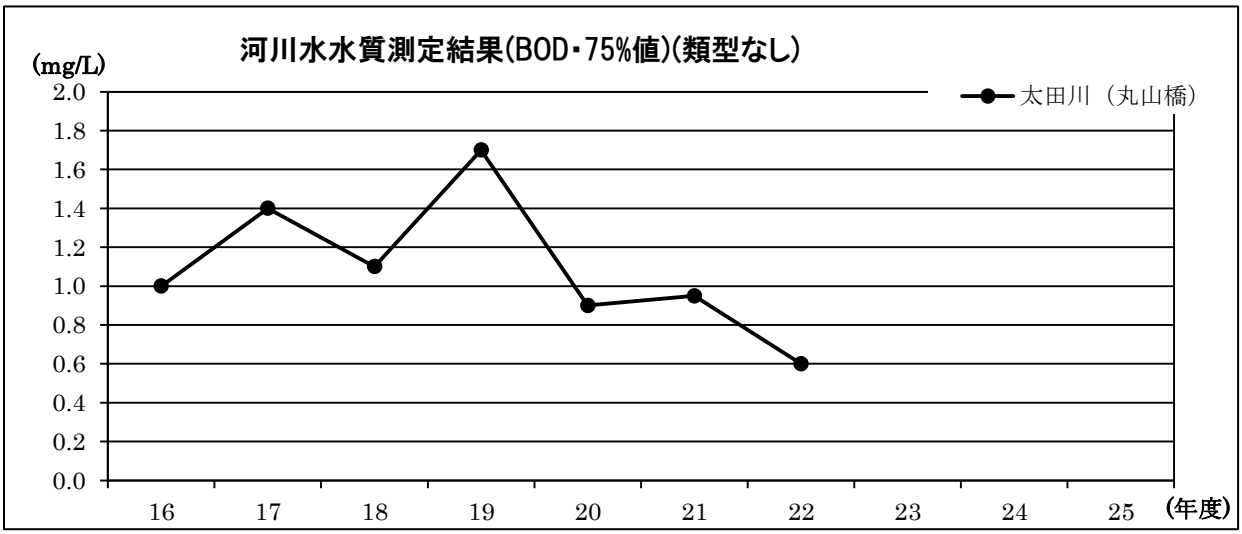

(2)事業場排出水の水質測定

市内の水質汚濁防止法に規定する規制対象事業場で、1日の排出水量が30㎥を超える特定事業場のうち、6事業場について立入調査をするとともに、水質の監視を行いました。

①測定項目

測定項目は、pH、BOD、SS、銅等で、対象事業場の事業内容に応じて測定項目を選択しています。対象事業場には、測定結果を通知して排水処理施設の適切な管理を依頼しています。

また、基準を超過していた場合には、県に指導を依頼することにしています。

3. 生活排水対策について

近年、川や海の水を汚す原因は、日常生活に伴う台所、風呂、洗濯、トイレなどの家庭からの排水が半分以上を占めています。

旧原町市では、平成 2 年 4 月 1 日に原町市合併浄化槽設置要綱を施行し、雑排水の汚濁量削減指針を定め、さらに、公共下水道認可区域及び特定環境保全公共下水道認可区域を除く市内全域を合併処理浄化槽設置区域として、合併処理浄化槽の設置を促進してきました。

同時に、原町市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を施行し、国の補助金制度を導入して 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付することとしました。加えて、平成 11 年度から 11 人槽以上の事業系合併処理浄化槽も補助対象としてきました。

また、旧鹿島町では平成 5 年 4 月 1 日から、旧小高町では平成 6 年 4 月 1 日から補助金交付要綱を施行して合併処理浄化槽の普及に努めてきました。平成 18 年 1 月 1 日からは、南相馬市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を施行し、合併処理浄化槽の普及に努めています。

雑排水の汚濁量削減指針及び平成 25 年度の補助金利用状況は、下表のとおりです。

雑排水の汚濁量削減指針

実践項目	内容
1.台所からの汚濁量の削減	(1)調理くずや食べ残しは、回収して流さないこと。 (2)食器やなべ等のひどい汚れや油は、紙でふいてから洗うこと。 (3)みそ汁やめん汁等は、残して捨てることのない量をつくること。 (4)使えなくなった油は、流しに流さないこと。
2.洗たくからの汚濁量の削減	(1)洗たくは生物分解性の高い洗剤で、無りんのものを適量使用すること。 (2)洗たくは、糸くずを取る糸くずﾌｨﾙﾀｰをつけること。
3.側溝及び河川への汚濁量の削減	(1)側溝等には、ごみを捨てないこと。 (2)側溝等の清掃をすること。
4.雑排水処理装置の設置による汚濁量の削減	(1)し尿浄化槽が設置されている家庭では、浄化槽排水と雑排水を併せて処理できる処理装置の設置に努めること。 (2)雑排水処理装置から生じる廃棄物は、適正に処理処分すること。

平成 25 年度合併処理浄化槽人槽別設置届出数及び補助金利用状況

項目 人槽区分	合併処理浄化槽補助金利用者数(人)	補助金利用実績数						
		基数			補助金額(設置費[単位:千円])			補助金総額
		原町区	鹿島区	小高区	原町区	鹿島区	小高区	
5 人槽	53	39	12	2	10,126	3,320	664	14,110
6～7 人槽	95	62	20	13	22,977	8,073	5,382	36,432
8～10 人槽	12	8	3	1	3,288	1,370	548	5,206
11～20 人槽	4	3	1	0	1,407	469	0	1,876
21～30 人槽	2	2	0	0	1,472	0	0	1,472
31～50 人槽	1	1	0	0	1,018	0	0	1,018
51 人槽以上	1	1	0	0	1,163	0	0	1,163
合計	168	116	36	16	41,451	13,232	6,594	61,277

Ⅱ-3.騒音・振動

1.騒音・振動と環境基準

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係の深い問題であり、その発生源は多種多様にわたっています。また騒音は一般に「好ましくない音」と言われるとおり、個人の感覚に大きく左右されるため、心理的・感覚的な要素が多いことから解決の困難な公害ともいわれています。

騒音に関しては、「騒音に係る環境基準」のほか「騒音に係る『道路に面する地域』の環境基準」等が定められています。環境基準については、資料1を参照ください。

2.騒音・振動の現状

平成25年度の騒音振動公害苦情は5件で、前年度より5件減となっています。また、飲食店営業等に係る深夜営業騒音や拡声器騒音などに対しては、条例による規制がなされていますが、生活騒音の問題は相隣関係にも深くかかわるものであり、法律や条例により規制することは困難なことから、その防止のためには市民一人一人の自覚が大切であり、これら市民への働きかけを行っています。

(1)自動車騒音の測定

本市では、市内の主要幹線道路における、自動車交通騒音の測定と自動車交通量の調査を実施しています。

①測定結果

平成25年度の幹線道路自動車騒音測定結果は下表、1時間値は下記グラフのとおりです。「騒音規制法」による要請限度を超過している地点はありませんでした。

測定地点	道路名	地域区分	要請限度(dB)		等価騒音レベル(dB)	
			昼間(6~22時)	夜間(22~6時)	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
①小高区本町二丁目地内	県道浪江鹿島線	b	75	70	－	－
②小高区大井字深町地内	国道6号	c	75	70	－	－
③鹿島区鹿島字中町地内	国道6号	c	75	70	68.9	58.8
④鹿島区鹿島字町地内	県道浪江鹿島線	b	75	70	62.3	54.2
⑤原町区仲町二丁目地内	市道原町高倉線	a	70	65	62.2	50.1
⑥原町区高見町一丁目地内	県道下渋佐南新田線	c	75	70	62.1	55.0
⑦原町区南町二丁目地内	県道浪江鹿島線	c	75	70	62.6	54.2
⑧原町区桜井町一丁目地内	主要地方道原町川俣線	c	75	70	64.2	56.9
⑨原町区栄町一丁目地内	主要地方道原町海老相馬線	c	75	70	63.6	56.1
⑩原町区日の出町地内	国道6号	c	75	70	64.8	57.7

※小高区は原発事故の影響により調査見送り。

②測定結果の経年変化

幹線道路における自動車騒音測定結果の経年変化は、下表及び下記グラフのとおりです。

昼間においては平成 22 年度に 1 地点で、夜間においては平成 18 年度に 1 地点、平成 19 年度に 2 地点、平成 22 年度に 2 地点で要請限度を超過しているものの、他の地点・年度の測定結果は要請限度を下回っており、幹線道路の騒音環境はほぼ満足しています。

（昼間）

測定地点	道路名	車線数	地域区分	要請限度レベル(dB)	年度別等価騒音レベル(dB)							
					18	19	20	21	22	23	24	25
①小高区 本町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	65.1	64.7	67.5	65.6	64.3	震災の影響で調査見送り	－	－
②小高区 大井字深町地内	国道 6 号	2	C	75	69.8	70.7	70.9	69.5	68.2		－	－
③鹿島区 鹿島字中町地内	国道 6 号	2	C	75	68.7	70.6	69.5	65.3	70.2		68.9	68.9
④鹿島区 鹿島字町地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	66.2	66.8	67.4	66.4	65.1		64.4	62.3
⑤原町区 仲町二丁目地内	市道 原町高倉線	2	A	70	64.2	63.7	65.6	65.4	70.7		59.8	62.2
⑥原町区 高見町一丁目地内	県道下渋佐 南新田線	2	C	75	63.5	63.2	66.2	62.3	71.9		58.5	62.1
⑦原町区 南町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	C	75	66.3	65.9	66.3	60.7	69.6		68.4	62.6
⑧原町区 桜井町一丁目地内	主要地方道 原町川俣線	2	C	75	67.4	66.5	66.9	64.8	70.5		71.4	64.2
⑨原町区 栄町一丁目地内	主要地方道 原町海老相 馬線	2	C	75	67.4	65.2	64.8	72.7	69.9		58.3	63.6
⑩原町区 日の出町地内	国道 6 号	2	C	75	67.6	69.0	68.3	65.1	70.1		69.2	64.8

※23 年度は全地点で震災の影響により調査見送り。

※24 年度以降小高区は原発事故の影響により調査見送り。

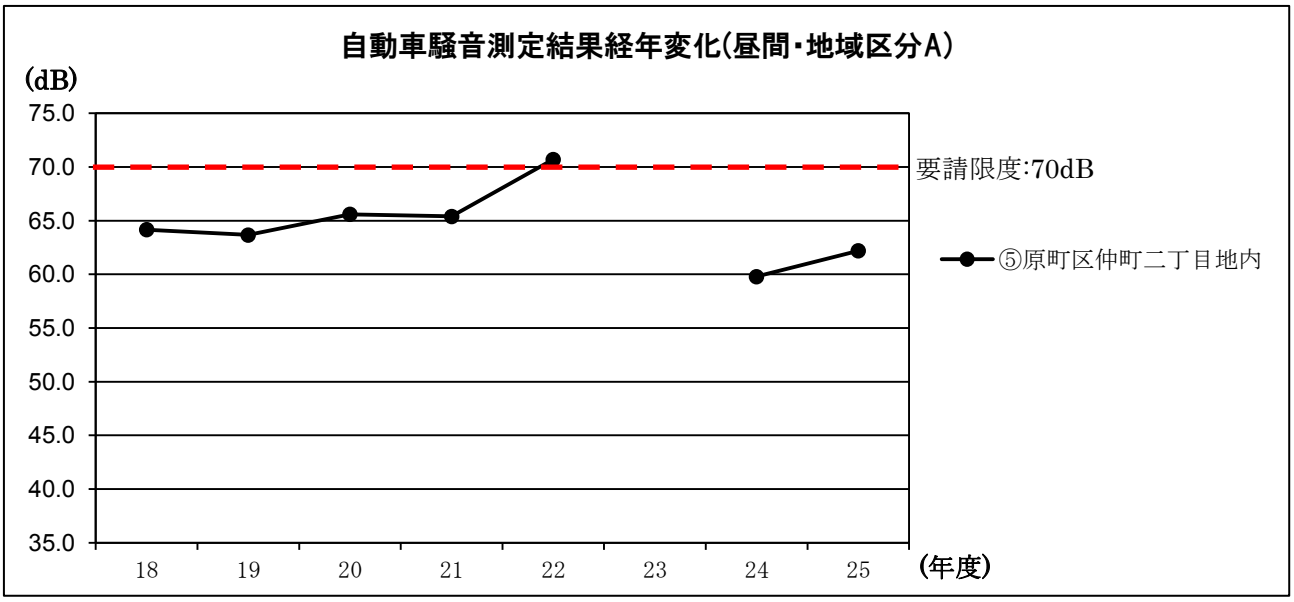
自動車騒音測定結果経年変化(昼間・地域区分A)
(dB)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
要請限度:70dB
⑤原町区仲町二丁目地内

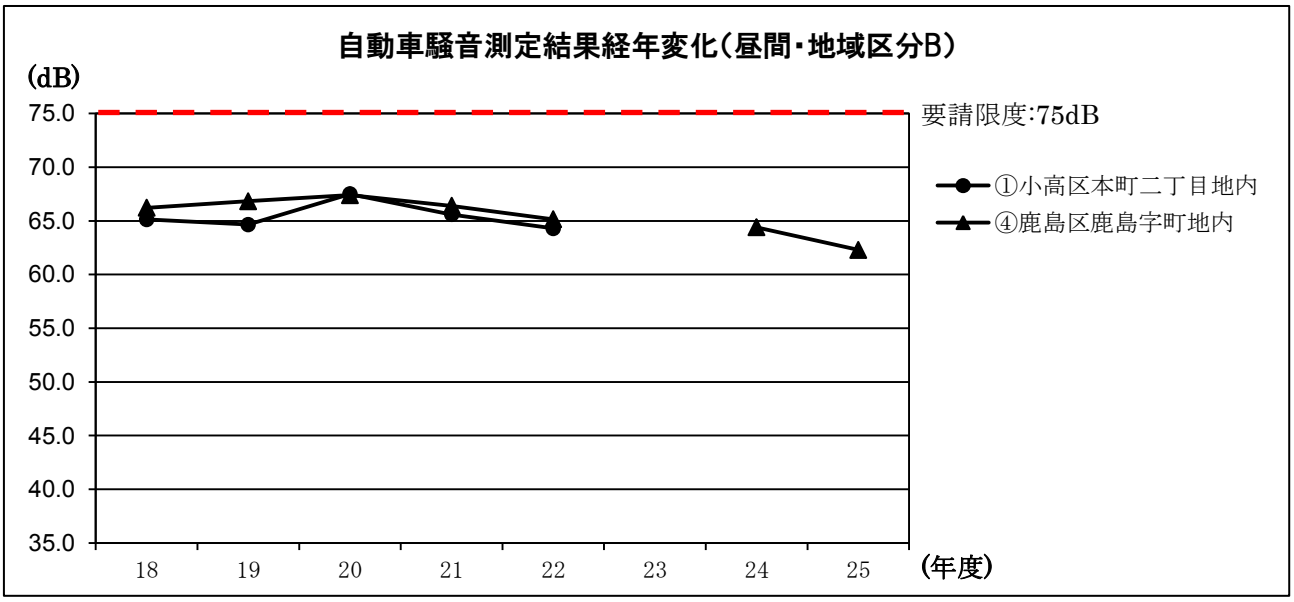
自動車騒音測定結果経年変化(昼間・地域区分B)
(dB)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
要請限度:75dB
①小高区本町二丁目地内
④鹿島区鹿島字町地内

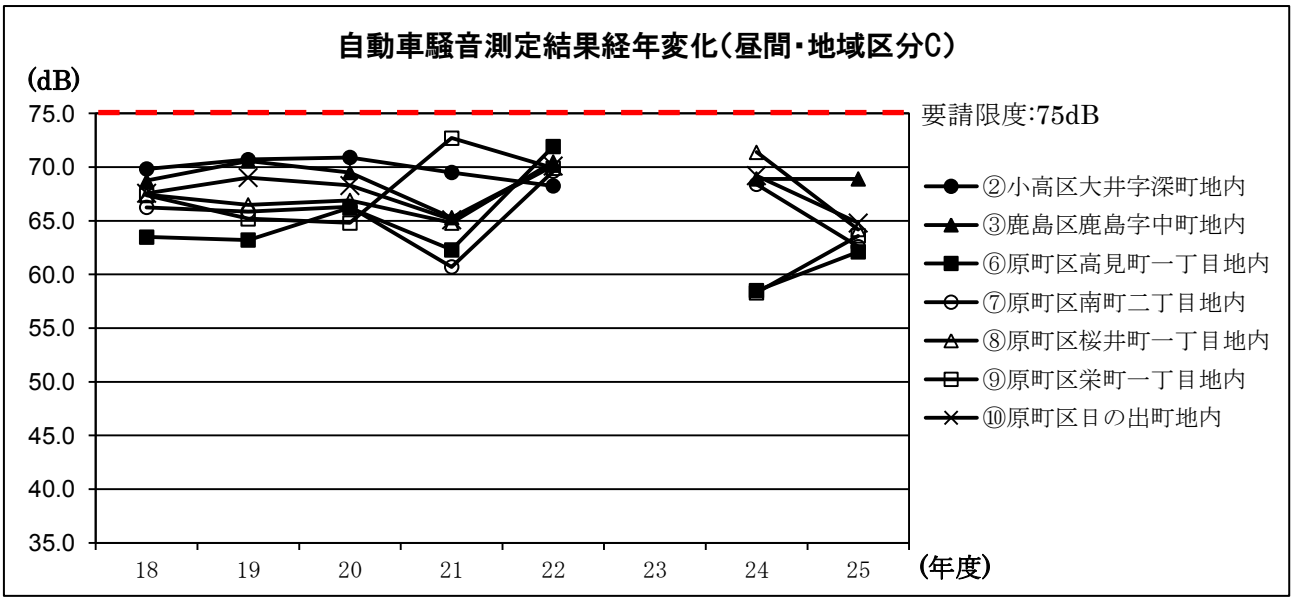
自動車騒音測定結果経年変化(昼間・地域区分C)
(dB)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
要請限度:75dB
②小高区大井字深町地内
③鹿島区鹿島字中町地内
⑥原町区高見町一丁目地内
⑦原町区南町二丁目地内
⑧原町区桜井町一丁目地内
⑨原町区栄町一丁目地内
⑩原町区日の出町地内

（夜間）

測定地点	道路名	車線数	地域区分	要請限度レベル（dB）	年度別等価騒音レベル(dB)							
					18	19	20	21	22	23	24	25
①小高区 本町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	b	75	59.8	60.2	58.6	56.2	56.4	震災の影響で調査見送り	－	－
②小高区 大井字深町地内	国道 6 号	2	c	75	70.8	70.9	69.9	68.9	69.0		－	－
③鹿島区 鹿島字中町地内	国道 6 号	2	c	75	69.4	70.3	69.9	56.7	70.2		61.2	58.8
④鹿島区 鹿島字町地内	県道 浪江鹿島線	2	b	75	56.8	65.2	56.9	39.8	56.6		53.7	54.2
⑤原町区 仲町二丁目地内	市道 原町高倉線	2	a	70	55.6	54.5	58.2	60.2	64.4		48.3	50.1
⑥原町区 高見町一丁目地内	県道下渋佐南新田線	2	c	75	54.7	57.6	57.1	55.6	58.3		46.2	55.0
⑦原町区 南町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	c	75	57.8	58.4	59.4	54.8	60.3		59.5	54.2
⑧原町区 桜井町一丁目地内	主要地方道 原町川俣線	2	c	75	58.2	58.4	62.7	57.8	59.9		64.6	56.9
⑨原町区 栄町一丁目地内	主要地方道 原町海老相馬線	2	c	75	59.7	58.9	58.5	67.4	64.9		50.8	56.1
⑩原町区 日の出町地内	国道 6 号	2	c	75	67.7	68.2	68.4	65.1	71.9		60.4	57.7

※23 年度は全地点で震災の影響により調査見送り。

※24 年度以降小高区は原発事故の影響により調査見送り。

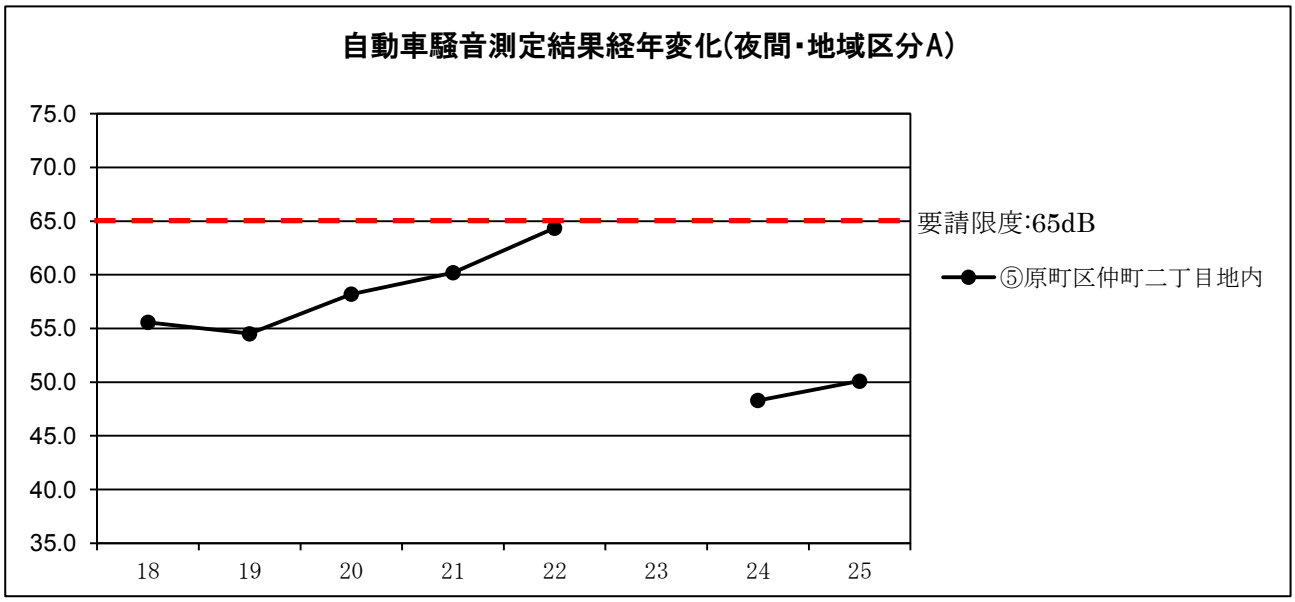
自動車騒音測定結果経年変化(夜間・地域区分A)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
要請限度:65dB
⑤原町区仲町二丁目地内

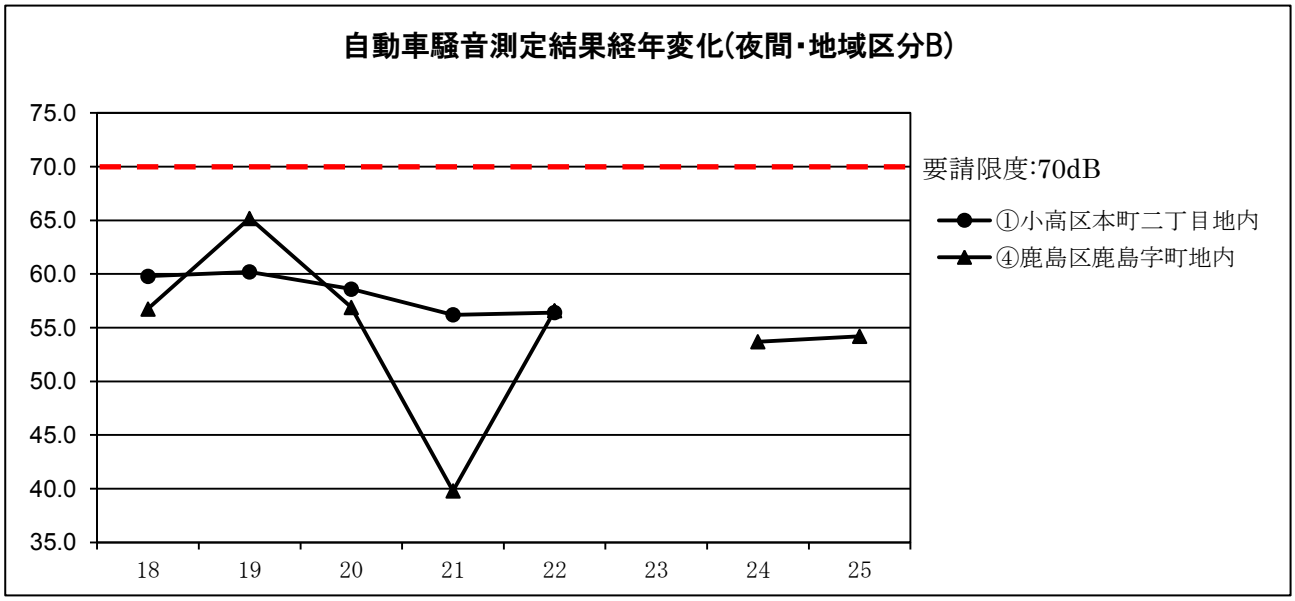
自動車騒音測定結果経年変化(夜間・地域区分B)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
要請限度:70dB
①小高区本町二丁目地内
④鹿島区鹿島字町地内

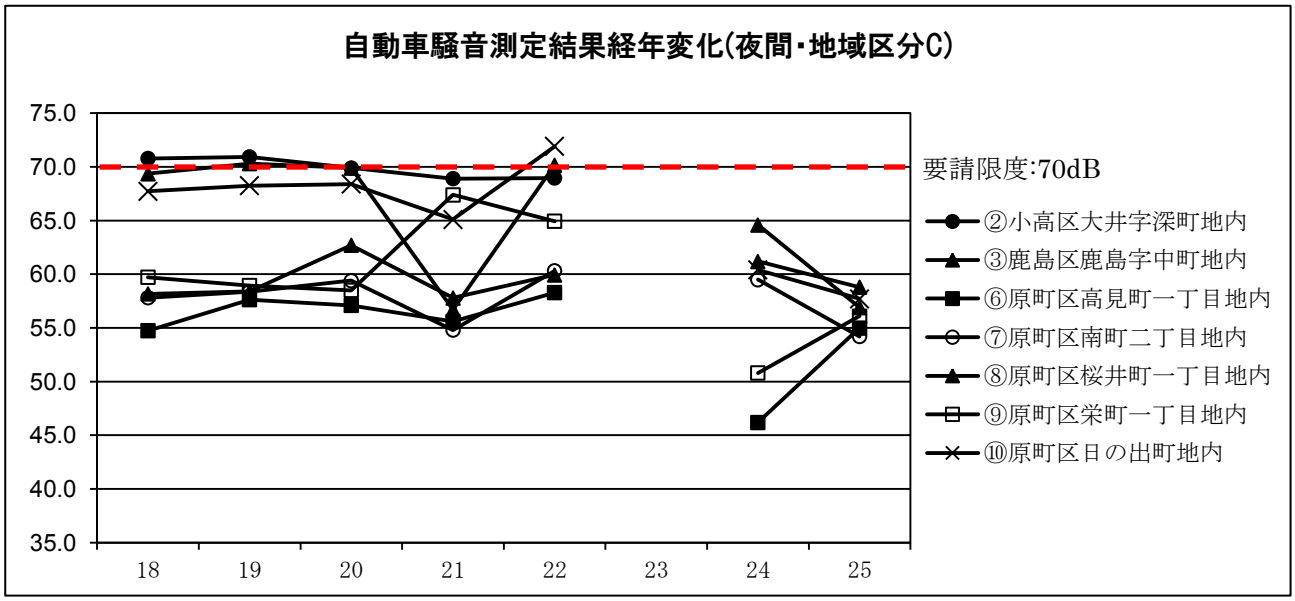
自動車騒音測定結果経年変化(夜間・地域区分C)
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
18
19
20
21
22
23
24
25
要請限度:70dB
②小高区大井字深町地内
③鹿島区鹿島字中町地内
⑥原町区高見町一丁目地内
⑦原町区南町二丁目地内
⑧原町区桜井町一丁目地内
⑨原町区栄町一丁目地内
⑩原町区日の出町地内

③自動車騒音常時監視(面的評価)の結果について

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音状況の常時監視を行いました。この事務は、平成 24 年度に福島県から南相馬市へ移譲されました。

面的評価とは、幹線道路に面した地域(道路端から 50mの範囲)において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。

市内には 16 か所の測定地点があり、年度ごとに数地点を選択し測定しています。

平成 25 年度は 5 地点を測定し、全地点において昼夜とも基準値を 100%達成しました。

平成 25 年度道路に面する地域における騒音測定(面的評価)結果

路線名	評価対象区間の始点	評価対象区間の終点	評価戸数	環境基準達成戸数		基準値達成率	
				昼間 6~22 時	夜間 22~6 時	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
一般国道 6 号	原町区高見町	原町区高見町	7	7	7	100.0%	100.0%
浪江鹿島線	原町区中太田	原町区南町	175	175	175	100.0%	100.0%
鹿島停車場線	鹿島区鹿島	鹿島区鹿島	45	45	45	100.0%	100.0%
小浜字町線	原町区北原	原町区本町	296	296	296	100.0%	100.0%
下渋佐南新田線	原町区上渋佐	原町区高見町	98	98	98	100.0%	100.0%

④高速道路騒音測定

24 年度、常磐自動車道南相馬 IC-相馬 IC 間が開通したことに伴い、本市は福島県高速交通公害対策連絡会議に加盟しました。年度ごとに地点を決め、騒音が近隣に及ぼす影響を測定しています。

平成 25 年度高速道路騒音測定結果

測定地点　南相馬市原町区深野字仲山(296 キロポスト　下り方向)

25m 及び 50m 地点に騒音計を設置。

測定日時　平成 25 年 11 月 6 日 10 時～7 日 10 時までの 24 時間

道路からの距離	等価騒音レベル平均(dB)				
	昼間 6~22 時		夜間 22~6 時		日平均
	測定値	要請限度	測定値	要請限度	測定値
25m	56.5	75	37.7	70	54.8
50m	51.6		48.0		50.6

(2) 環境騒音の測定

本市では、都市計画法に定める用途地域における環境騒音の実態を把握するため、市内 10 地点において、環境騒音の測定を実施しています。

①測定結果

平成 25 年度の環境騒音測定結果は下表のとおりです。24 時間の等価騒音レベルにおける環境基準を超過している地点はありませんでした。

平成 25 年度環境騒音測定結果

測定地点	環境基準類型	都市計画法用途地域	環境基準レベル		等価騒音レベル	
			(dB)			
			昼間	夜間	昼間	夜間
①小高区関場二丁目地内	A	第 1 種中高層住居専用地域	55	45		
②小高区上町一丁目地内	C	商業地域	60	50		
③鹿島区西町二丁目地内	B	第 1 種住居地域	55	45	40.6	32.8
④鹿島区鹿島字町地内	C	近隣商業地域	60	50	42.8	31.0
⑤原町区仲町二丁目地内	A	第 1 種低層住居専用地域	55	45	44.8	44.6
⑥原町区桜井町一丁目地内	A	第 1 種中高層住居専用地域	55	45	46.6	41.4
⑦原町区二見町一丁目地内	B	第 1 種住居地域	55	45	42.3	32.9
⑧原町区大町二丁目地内	C	商業地域	60	50	40.4	31.5
⑨原町区栄町三丁目地内	C	商業地域	60	50	43.5	35.3
⑩原町区旭町四丁目地内	C	準工業地域	60	50	44.4	35.5

※小高区は原発事故の影響により調査見送り。

②測定結果の経年変化

環境騒音測定結果の経年変化は、下表及び次ページグラフのとおりです。

（昼間）

平成 18 年度、③鹿島区西町二丁目地内において環境基準を超過していましたが、その後の測定では基準値を満たしています。

測定地点	環境基準類型	環境基準	年度別等価騒音レベル(dB)							
			18	19	20	21	22	23	24	25
①小高区関場二丁目地内	A	55	49.2	46.7	53.3	35.1	51.0	震災の影響で調査見送り	－	－
②小高区上町一丁目地内	C	60	56.1	54.7	39.2	25.1	41.0		－	－
③鹿島区西町二丁目地内	B	55	56.7	50.3	46.4	45.3	45.9		41.0	40.6
④鹿島区鹿島字町地内	C	60	－	－	56.1	37.7	57.4		45.0	42.8
⑤原町区仲町二丁目地内	A	55	48.6	50.3	48.0	48.1	46.6		45.3	44.8
⑥原町区桜井町一丁目地内	A	55	47.1	51.3	49.0	48.5	47.2		45.3	46.6
⑦原町区二見町一丁目地内	B	55	42.0	44.0	43.9	45.6	45.6		42.2	42.3
⑧原町区大町二丁目地内	C	60	41.1	43.8	43.4	38.3	43.7		43.1	40.4
⑨原町区栄町三丁目地内	C	60	47.1	47.2	47.2	46.1	59.9		46.8	43.5
⑩原町区旭町四丁目地内	C	60	46.6	46.4	46.9	45.9	48.3		46.8	44.4

※④鹿島区鹿島字町は 20 年度より測定開始。

※23 年度は全地点で震災の影響により調査見送り。

※24 年度以降小高区は原発事故の影響により調査見送り。

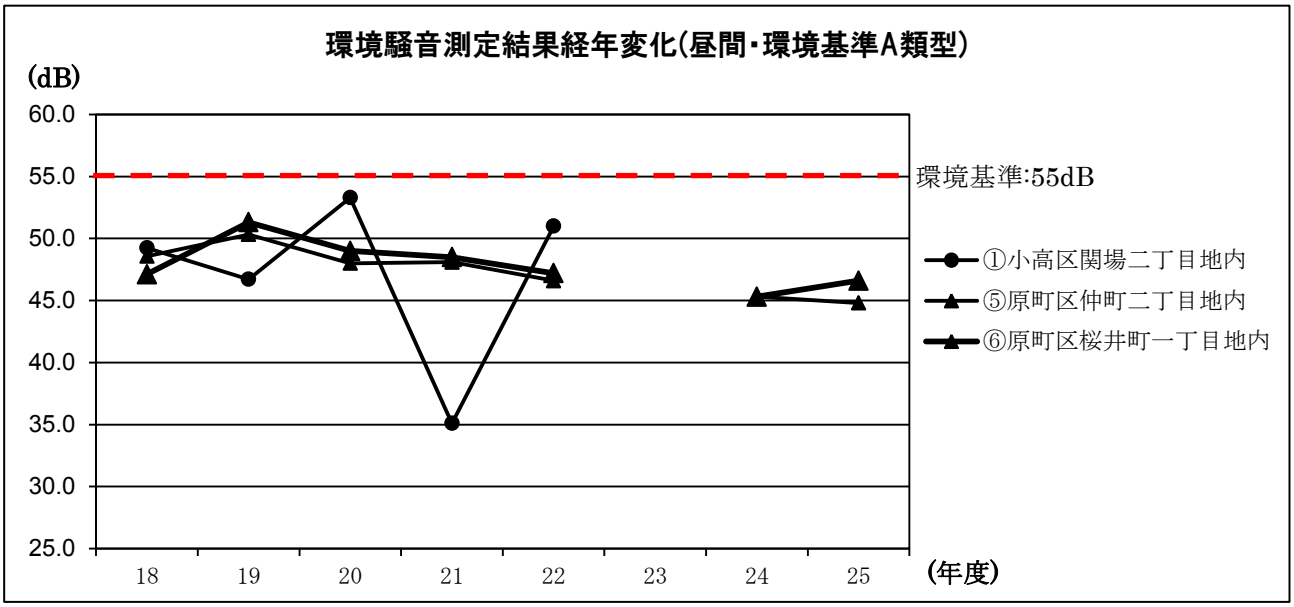
環境騒音測定結果経年変化(昼間・環境基準A類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
環境基準:55dB
①小高区関場二丁目地内
⑤原町区仲町二丁目地内
⑥原町区桜井町一丁目地内

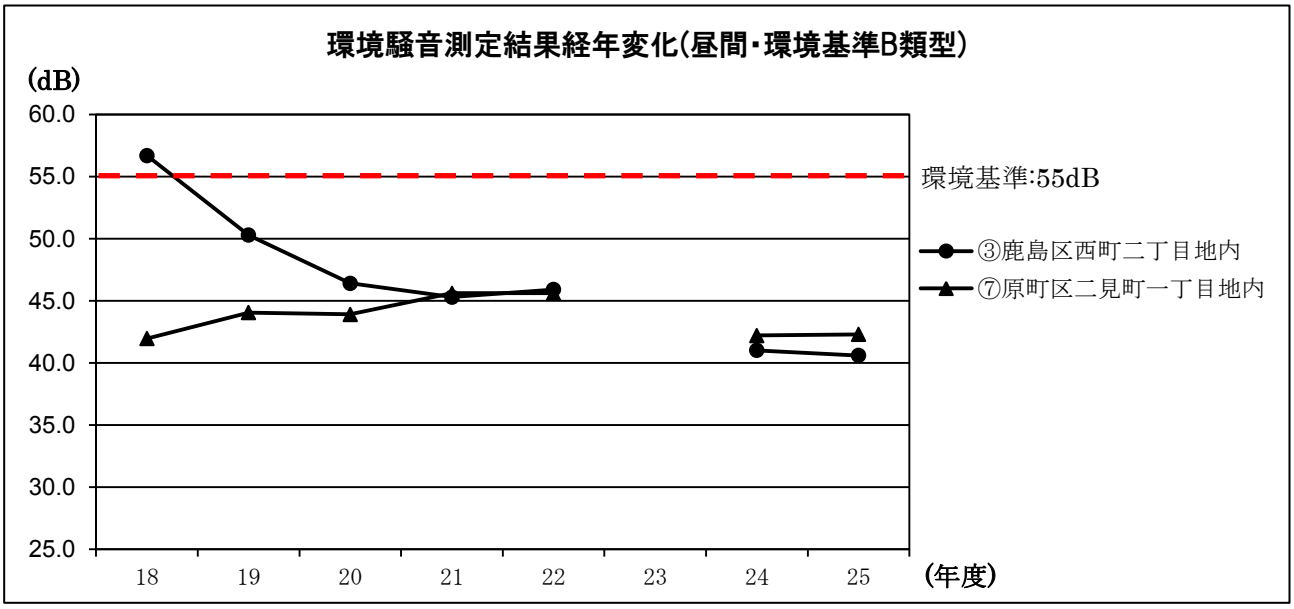
環境騒音測定結果経年変化(昼間・環境基準B類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
環境基準:55dB
③鹿島区西町二丁目地内
⑦原町区二見町一丁目地内

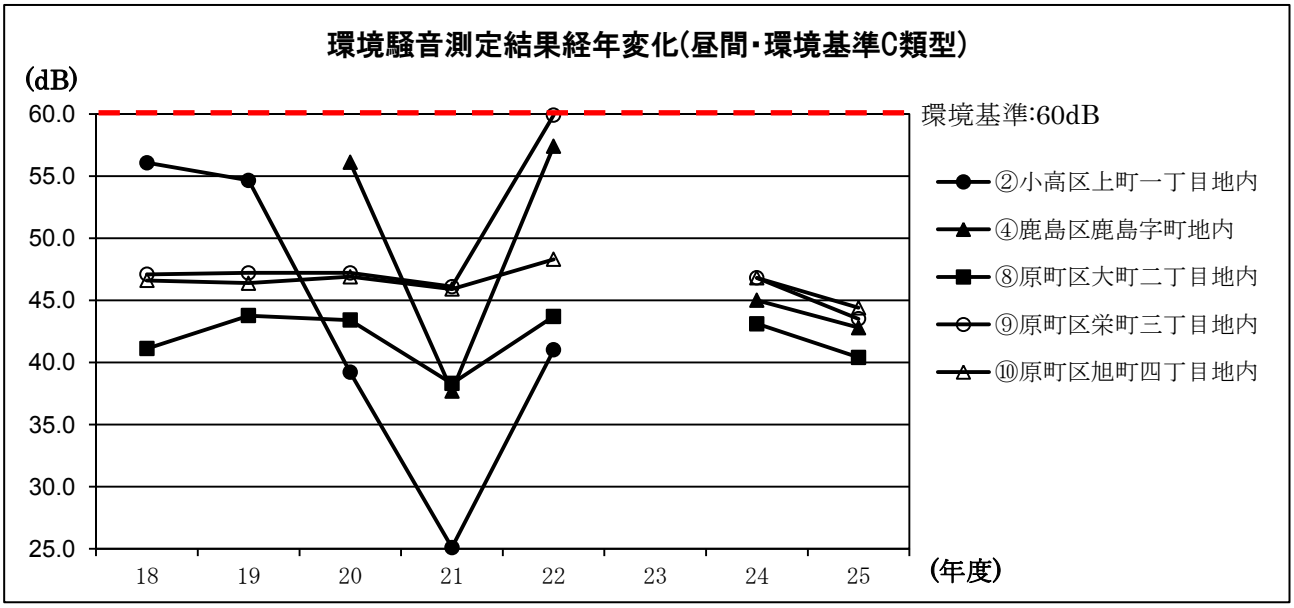
環境騒音測定結果経年変化(昼間・環境基準C類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
環境基準:60dB
②小高区上町一丁目地内
④鹿島区鹿島字町地内
⑧原町区大町二丁目地内
⑨原町区栄町三丁目地内
⑩原町区旭町四丁目地内

（夜間）

全ての地点で基準値を満たしています。

測定地点	環境基準類型	環境基準	年度別等価騒音レベル(dB)							
			18	19	20	21	22	23	24	25
①小高区関場二丁目地内	A	45	41.1	37.0	40.8	29.3	38.1	震災の影響で調査見送り	－	－
②小高区上町一丁目地内	C	50	45.3	44.5	34.3	18.8	35.1		－	－
③鹿島区西町二丁目地内	B	45	44.8	42.1	35.4	37.9	37.9		30.3	32.8
④鹿島区鹿島字町地内	C	50	－	－	46.1	44.6	48.1		30.0	31.0
⑤原町区仲町二丁目地内	A	45	41.3	43.6	41.2	40.4	39.7		38.5	44.6
⑥原町区桜井町一丁目地内	A	45	43.0	38.7	39.8	39.2	41.0		40.7	41.4
⑦原町区二見町一丁目地内	B	45	33.0	44.8	37.5	37.3	37.4		31.4	32.9
⑧原町区大町二丁目地内	C	50	48.6	34.5	33.2	29.5	47.5		36.2	31.5
⑨原町区栄町三丁目地内	C	50	42.3	41.9	41.2	39.7	46.4		34.9	35.3
⑩原町区旭町四丁目地内	C	50	38.8	47.1	39.5	39.0	38.9		38.1	35.5

※④鹿島区鹿島字町は 20 年度より測定開始。

※23 年度は全地点で震災の影響により調査見送り。

※24 年度以降小高区は原発事故の影響により調査見送り。

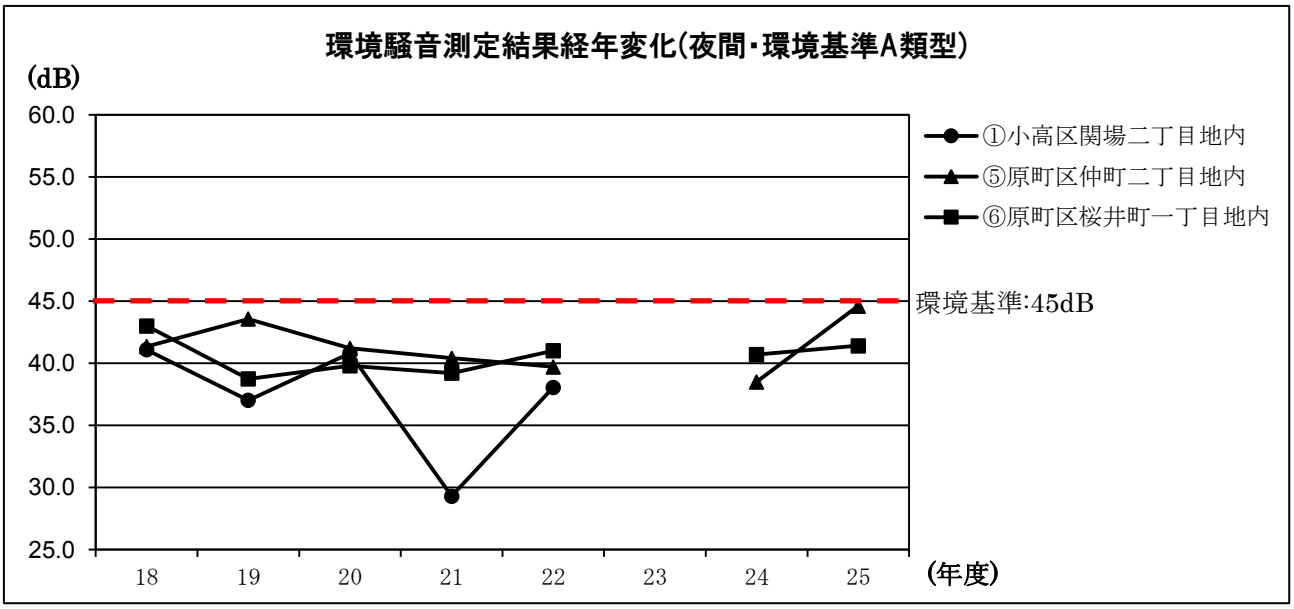
環境騒音測定結果経年変化(夜間・環境基準A類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
①小高区関場二丁目地内
⑤原町区仲町二丁目地内
⑥原町区桜井町一丁目地内
環境基準:45dB

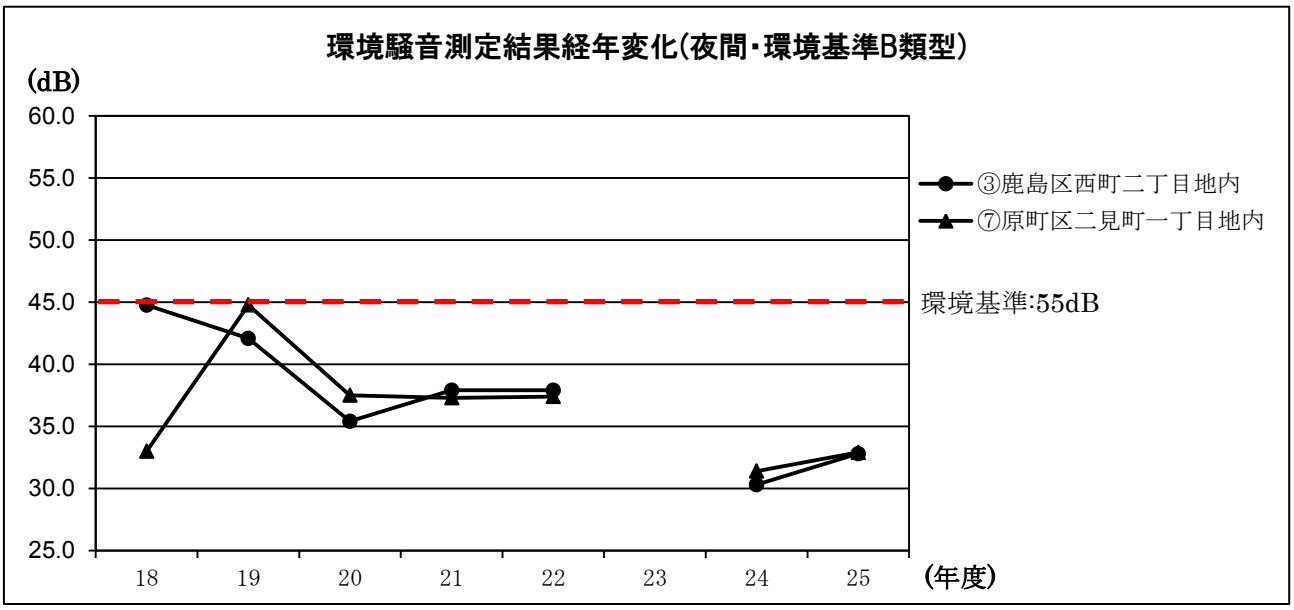
環境騒音測定結果経年変化(夜間・環境基準B類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
③鹿島区西町二丁目地内
⑦原町区二見町一丁目地内
環境基準:55dB

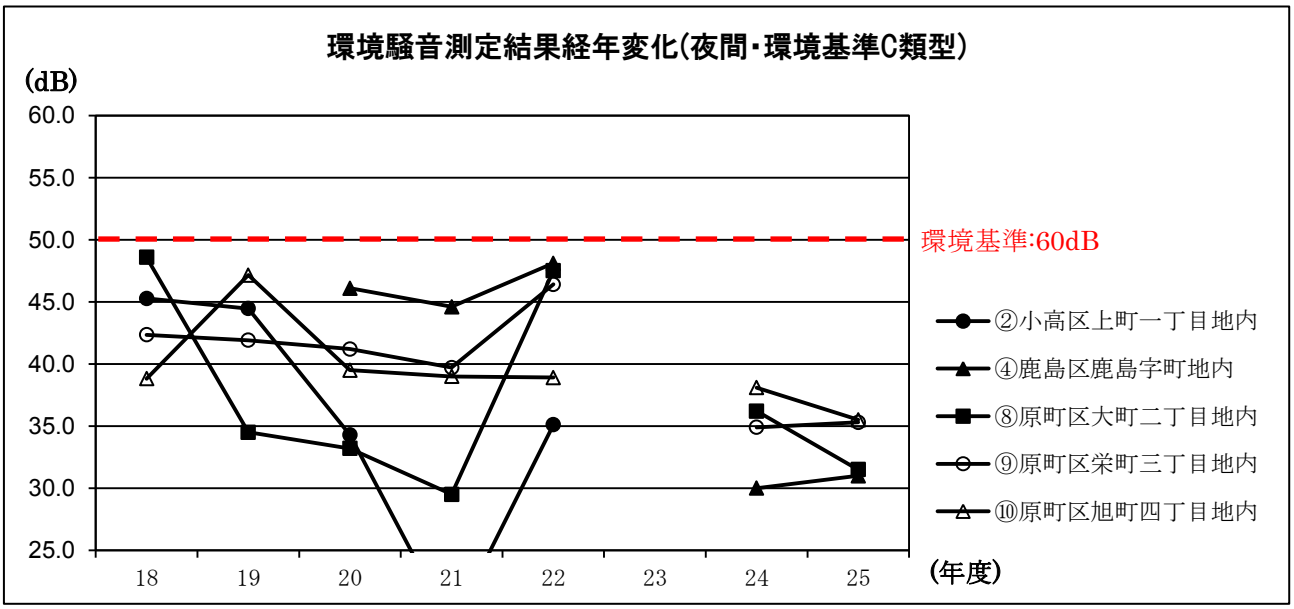
環境騒音測定結果経年変化(夜間・環境基準C類型)
(dB)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
18
19
20
21
22
23
24
25
(年度)
環境基準:60dB
②小高区上町一丁目地内
④鹿島区鹿島字町地内
⑧原町区大町二丁目地内
⑨原町区栄町三丁目地内
⑩原町区旭町四丁目地内

Ⅱ-4. 悪臭

1. 悪臭の現状

悪臭とは生活環境を損う感覚的公害です。悪臭の主な発生源としては、化学工業、畜産業、水産加工業などがあげられ、これらの事業所などからの悪臭の発生は、特定の排出口からだけでなく、事業所全体から複数の悪臭物質が排出され、その影響範囲も局地的なものから広範囲的なものまでさまざまです。

過去における悪臭に対する苦情内容を発生源別にみると、畜産農業関係が最も多くなっています。

悪臭防止法によって規制区域が指定されていますが、苦情の多くは規制地域外からのもので、かつ局地的となっています。

2. 悪臭防止対策

悪臭防止対策としては、生活環境を保全し、人の健康を保護するため「悪臭防止法」により工場などの事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制していますが、次のような理由により難しい面があり、進展しないところもあります。

① 臭気の原因物質の中には法的に規制を受けないものがあること。
② 零細な事業が多いこと。
③ 悪臭の濃度が極めて低濃度であること。

畜産からの悪臭については、農業地域の市街化に伴い、悪臭公害が増加の傾向にあり、本市では、農業関係機関とも連携を取りながらその指導にあたっています。「悪臭防止法」における規制基準等は、資料１を参照ください。

Ⅱ-5. 化学物質（ダイオキシン類）

1. 化学物質（ダイオキシン類）と環境基準

私達の身の回りには、プラスチックや医薬品等の人工的な化学物質を原材料にした製品であふれています。しかしながら、化学物質の中には、人の健康や生態系に有害な影響をもたらす可能性があると考えられているものがあり、これらが大気、水、土壌などの環境に排出されることで、環境汚染への懸念が広まっています。

中でも、ダイオキシン類は、人の生命・健康に重大な影響を与え、世代を超えた深刻な影響をもたらす物質と考えられています。ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、大気の汚染、水質の汚濁（底質を含む）土壌の汚染に関し、環境基準が定められています。環境基準については、資料１を参照下さい。

2. 化学物質（ダイオキシン類）の現状

本市では、大気中のダイオキシン類による環境汚染の現状を把握するため、年１回市内７地点において測定を実施しています。測定地点及び年度ごとの結果は下表のとおりです。

ダイオキシン類測定結果(環境大気)経年変化

測定地点	年度別測定結果(pg-TEQ/㎥)									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
①石神生涯学習センター	0.041	0.014	0.016	0.014	0.0092	0.0074	0.0087	0.0078	0.0190	0.0068
②大甕生涯学習センター	0.023	0.032	0.018	0.017	0.016	0.022	0.014	0.0091	0.0100	0.0090
③太田生涯学習センター	0.024	0.034	0.020	0.011	0.010	0.0079	0.0110	0.0087	0.0110	0.0120
④高平生涯学習センター	0.030	0.061	0.033	0.026	0.016	0.012	0.016	0.0084	0.0180	0.0059
⑤原町区深野館	0.024	0.016	0.016	0.011	0.0080	0.012	0.018	0.014	0.0190	0.2300
⑥浮舟文化会館	－	－	－	－	－	0.017	0.099	－	－	－
⑦鹿島西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	－	－	－	0.013	0.0084	0.016	0.011	0.0077	0.0120	0.0093

※pg　…ピコグラム（1 兆分の 1 グラム）

TEQ　…ダイオキシン類の中で最強の毒素を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した量

※浮船文化会館は原発事故の影響により平成 23 年度以降調査見送り。

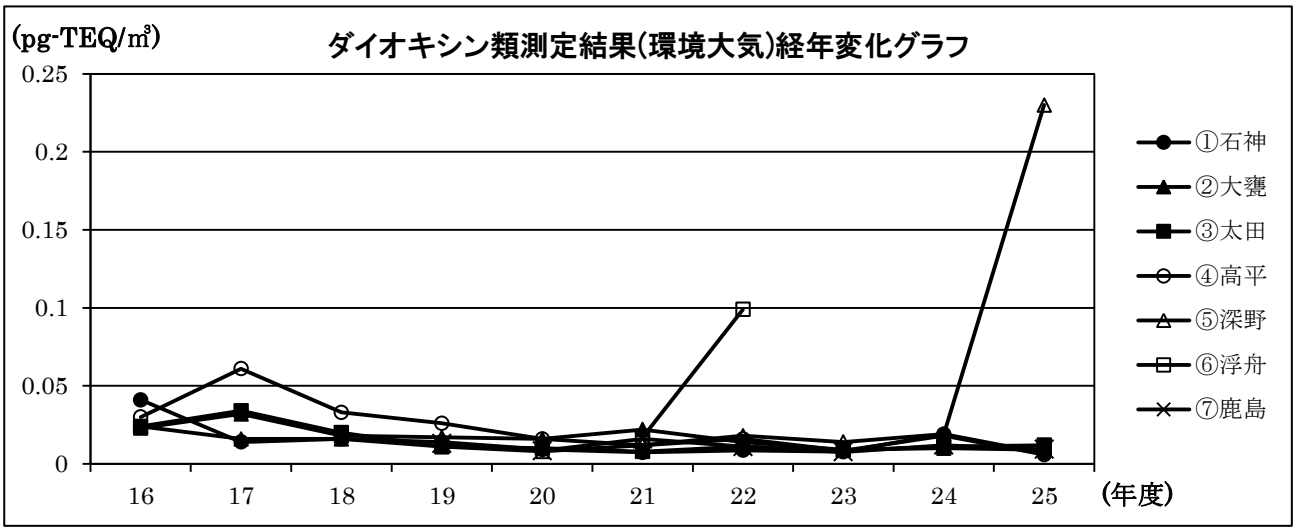

Ⅱ-6. 地盤沈下

1. 地盤沈下とは

地盤沈下は、地表面が徐々に沈下していく現象で、建築物や土木建造物等に直接的な被害を及ぼすなど生活環境を著しく悪化させ、またひとたびこの現象がおこるとその回復はほとんど不可能であるといわれています。

地盤沈下の原因は、地下水の過剰な採取や鉱物の採取によるもの等がありますが、全国的にみると地下水の過剰な採取がその大半を占めています。

2. 地盤沈下の現状

(1) 地盤沈下の経過

昭和 30 年頃から旧原町市大甕地区を中心に地盤沈下が認められましたが、その被害の面積は約 2,500ha(うち農用地 1,500ha)にのぼっており、水田や道路の不等沈下、地割れ、井戸水の枯渇等の被害が発生しました。

沈下原因としては、沈下の発生時期と工場及び農業用地の開発等による地下水の利用増の時期とが一致していることから、地下水の過剰な採取によるものと考えられます。

このため、地下水の過剰な採取として、昭和 49 年に原町市公害対策条例の一部改正を行い、市街地を中心に約 93 ㎢の地域を地下水採取規制地域に指定しました。これにより、同条例に基づく指定地域内で、新たに揚水設備を設置する場合には、許可を受けることが必要となりました。

さらに、昭和 54 年 6 月に大甕周辺地域約 41 ㎢が工業用水法に基づく指定地域となり、また表流水への水源転換のため、県が事業主体となって旧原町市南部を流下する太田川の上流に建設していた「横川ダム」の本体が昭和 58 年 3 月 15 日に完成し、表流水が確保される見込みとなったため、昭和 58 年 10 月 1 日に工業用水法に基づく井戸の水源転換命令が告示され、1 年後の昭和 59 年 10 月 1 日以降は工業用水法施行規則に定める許可基準を満たさない既設井戸の使用が禁止されました。

(2) 地盤沈下の調査監視体制及び調査結果

地盤沈下防止対策を進める上で重要なことは、沈下の実態を把握することです。このために、水準測量によりその地域全体の沈下量を調査するとともに、観測井による地層別収縮量や地下水位との関連性も調査する必要があります。

①水準測量による調査

昭和 48 年度以降、市が独自に沈下量の顕著な地域を中心として、38 地点において水準測量調査を実施しています(最新の調査は平成 16 年度に実施)。

国土地理院による水準測量結果を含め、昭和 30 年から平成 8 年 3 月までの累計沈下量をみると、米々沢地区で最大 165cm に達しています。大甕地区においても約 144cm 沈下しており、このことから大甕、高、米々沢一帯が、地盤沈下の中心になっているとみられます。

しかし、沈下の傾向は、昭和 30 年から昭和 49 年までは顕著でしたが、その後は鈍化しており、ここ数年はその状況はみられません。

②観測井による調査

本市原町区大甕地区に昭和 49 年に深さ 30m と 200m の 2 本の観測井を設置し、それぞれに沈下計と水位計を取り付けて観測を行っています。

地下水位の変化についてみると、両観測井ともに工業用水給水開始頃から急速に水位が上昇し、その値は供用開始後 2 年間で、30m 観測井で約 5.2m、200m 観測井で約 9.5m となっています。これは、水源転換命令により工業井戸からの取水が停止されたことによる地下水位の上昇と考えられます。

なお、平成 23 年度は東日本大震災による機器の破損のため測定を見送りましたが、平成 24 年度から測定を再開しています。

(3)地盤沈下防止対策事業

工業用水及び農業用水として利用していた地下水位を表流水へ転換するため、「横川ダム」の建設及び農業用水路等の整備を行い、また過去に被害が大きく営農上緊急対策を必要とする農地及び農業用施設について復旧工事を行いました。

〇原町地区地盤沈下対策事業

事業費	2,262,000 千円
工期	着手…昭和 50 年　完了…昭和 61 年

①水源転換施設横川ダム

型式直線重力式コンクリートダム

堤長	200m
堤高	78.5m
最大取水量	農業 2.028 立方メートル/秒
	工業 34,000 立方メートル/日
貯水量	13,650,000 ㎥

②農業用施設復旧工事

排水機場	2 棟
水路工	20.7km
溜池改修	7 箇所

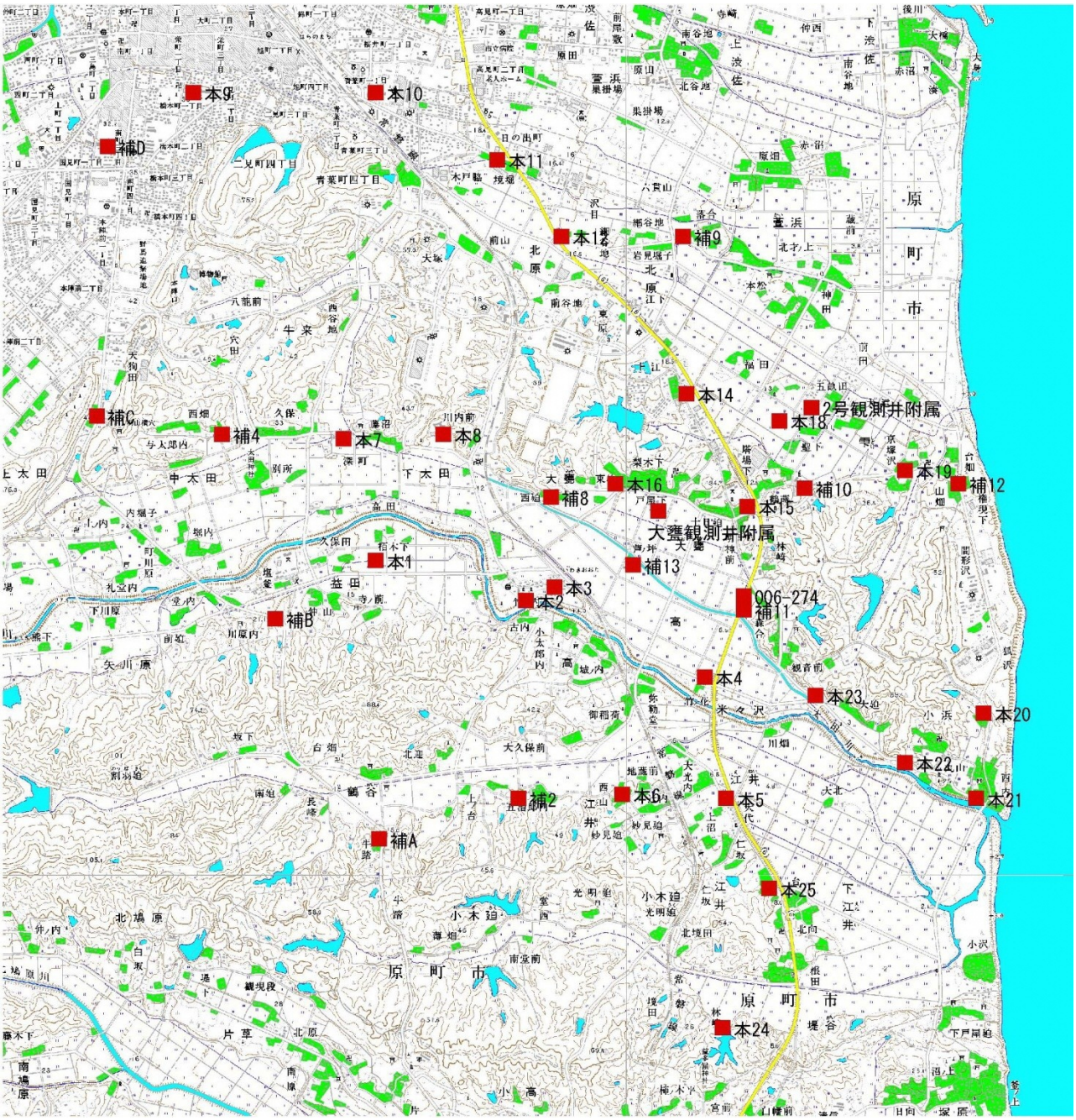

水準測量点

地区	水準点名	地区	水準点名	地区	水準点名	地区	水準点名
益田	本 1	雫	本 14	大甕	本 15	小浜	本 20
	補 1		本 18		本 16		本 21
高	本 2		本 19		補 8		本 22
	本 3		補 12		補 10		本 23
	補 13		2 号観測井附属		補 11	旧市内	本 9
太田	本 7	江井	本 5		大甕観測井附属		本 10
	本 8		本 6		006-274		本 11
	補 4		本 25	堤谷	本 24		補 D
	補 C	北原	本 12	鶴谷	補 2		
米々沢	本 4	萱浜	補 9		補 A		

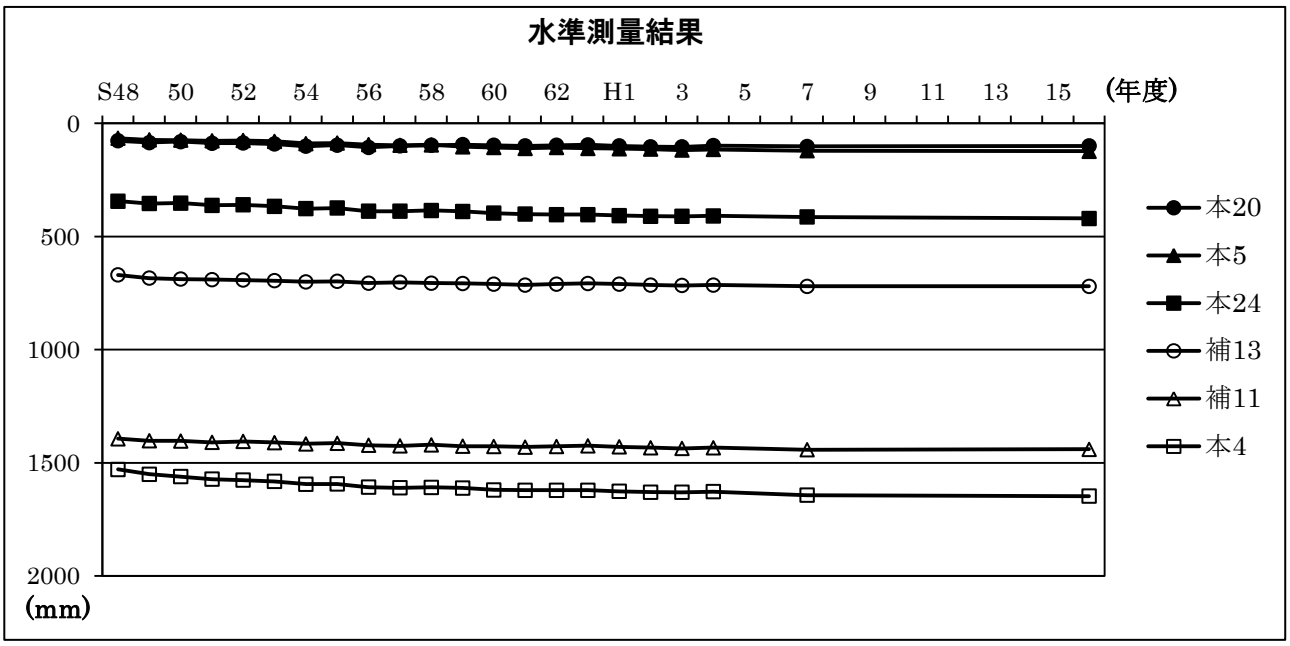
水準測量結果
S48
50
52
54
56
58
60
62
H1
3
5
7
9
11
13
15
(年度)
0
500
1000
1500
2000
(mm)
本20
本5
本24
補13
補11
本4

原町区大甕地区の観測井(30m、200m)における地下水位及び累積沈下量(25 年度、月別)

月	30m観測井		200m観測井	
	地下水位	累積沈下量	地下水位	累積沈下量
25/6	7.091	271.940	6.5593	293.859
7	7.137	271.735	6.587058621	293.023
8	7.262	271.299	6.652231034	291.369
9	7.182	271.538	6.647403448	292.357
10	7.194	271.561	6.637748276	292.462
11	7.386	271.172	6.721024138	290.903
12	7.289	271.608	6.69567931	292.452
26/1	7.307	271.603	6.681196552	292.519
2	7.189	271.743	6.614817241	293.118
3	7.252	271.476	6.579817241	292.205

※月初時点の値。6 月のみ 14 日の値。

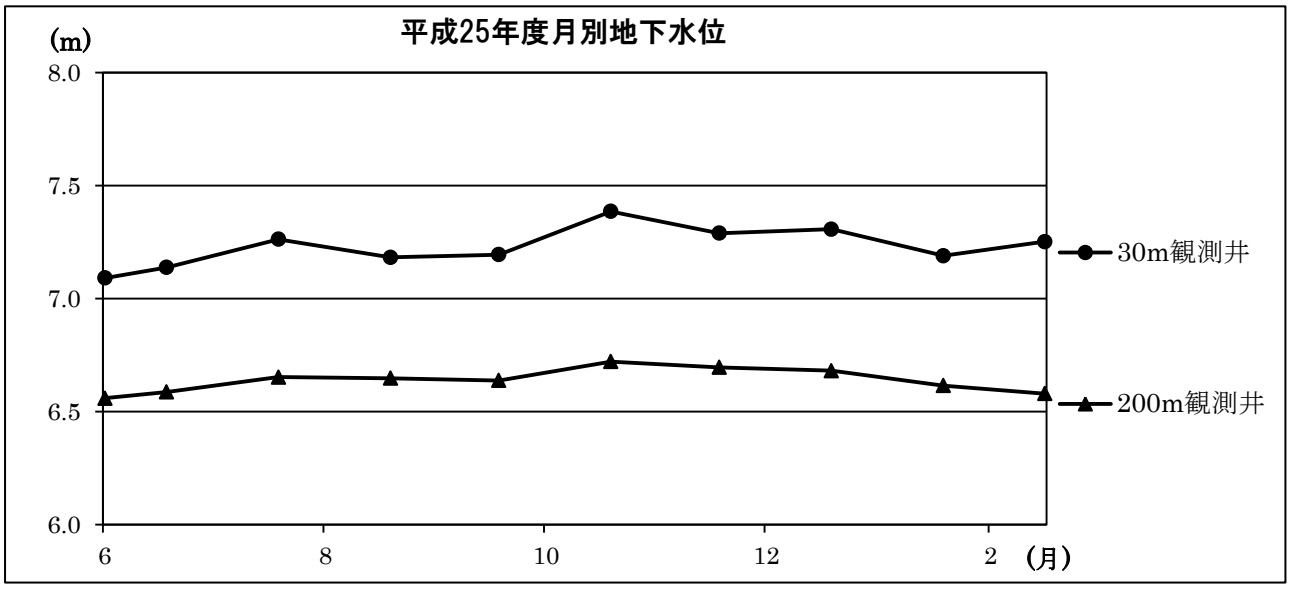

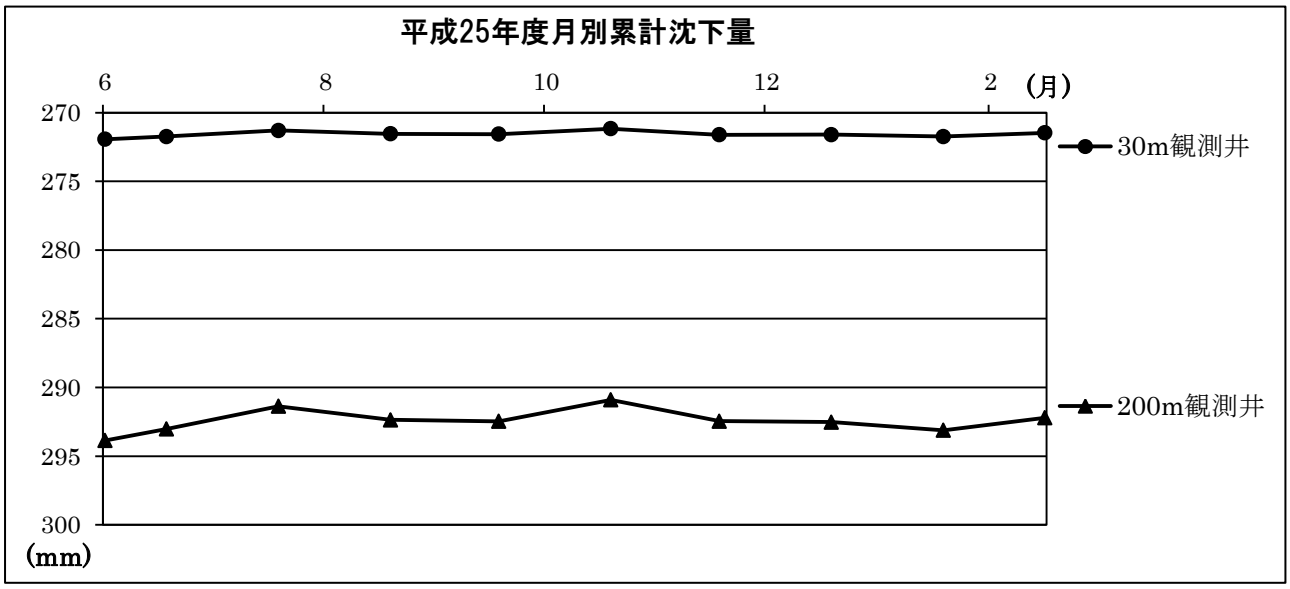

原町区大甕地区の観測井(30m、200m)における地下水位及び累積沈下量(年度別)

年度	30m観測井		200m観測井		年度	30m観測井		200m観測井	
	地下水位	累計沈下量	地下水位	累計沈下量		地下水位	累計沈下量	地下水位	累計沈下量
S49	−1.2	111.7	−7.1	111.7	6	7.36	277.1	6.5	302.2
50	−1.1	172.8	−6.7	186.7	7	7.36	273.2	6.5	297.0
51	0.1	208.0	−4.2	214.2	8	7.36	273.4	6.51	297.1
52	0.9	235.7	−4.1	248.8	9	7.34	274.0	6.56	297.8
53	1	250.1	−4	260.1	10	7.38	275.4	6.51	299.8
54	1.2	259.5	−4.1	280.4	11	7.38	275.0	6.51	300.0
55	1.5	264.7	−4	288.7	12	7.44	274.7	6.65	297.8
56	1	270.5	−4	297.6	13	7.54	274.2	6.71	298.2
57	1.5	270.8	−3.9	297.9	14	7.39	274.9	6.69	298.8
58	1	277.6	−4.7	304.5	15	7.44	274.1	6.8	297.8
59	1	274.8	−5	—	16	7.65	275.2	6.86	299.1
60	5.1	269.6	4	295.5	17	7.51	275.3	6.79	300.3
61	6.8	272.0	5.7	294.1	18	7.68	274.3	6.88	299.4
62	6.9	278.7	6	297.9	19	7.54	273.8	6.8	299.3
63	7	277.5	6	296.4	20	7.71	274.0	6.91	298.9
H1	7.75	281.0	6.8	297.6	21	7.55	274.1	6.84	298.7
2	7.7	281.6	6.7	297.1	22	7.14	272.1	5.88	295.7
3	7.7	279.8	6.8	299.5	23	−	−	−	−
4	7.62	280.5	6.75	300.5	24	7.26	−	6.69	−
5	7.53	279.6	6.57	301.7	25	7.09	271.9	6.56	293.9

※年度当初の測定値。

※横線(−)は未測定。25 年度は 6 月 14 日より測定再開。

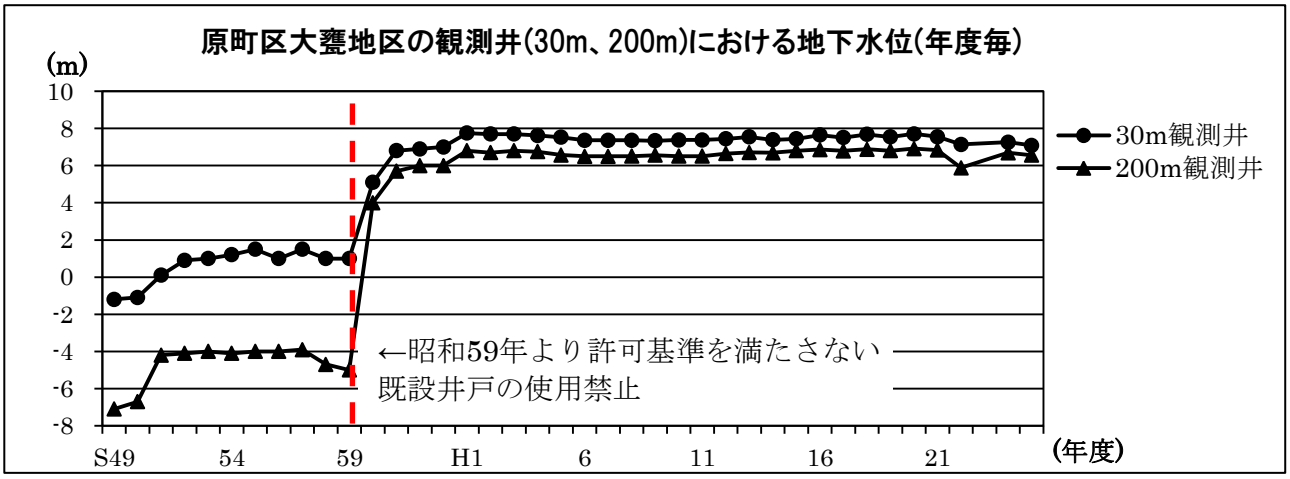

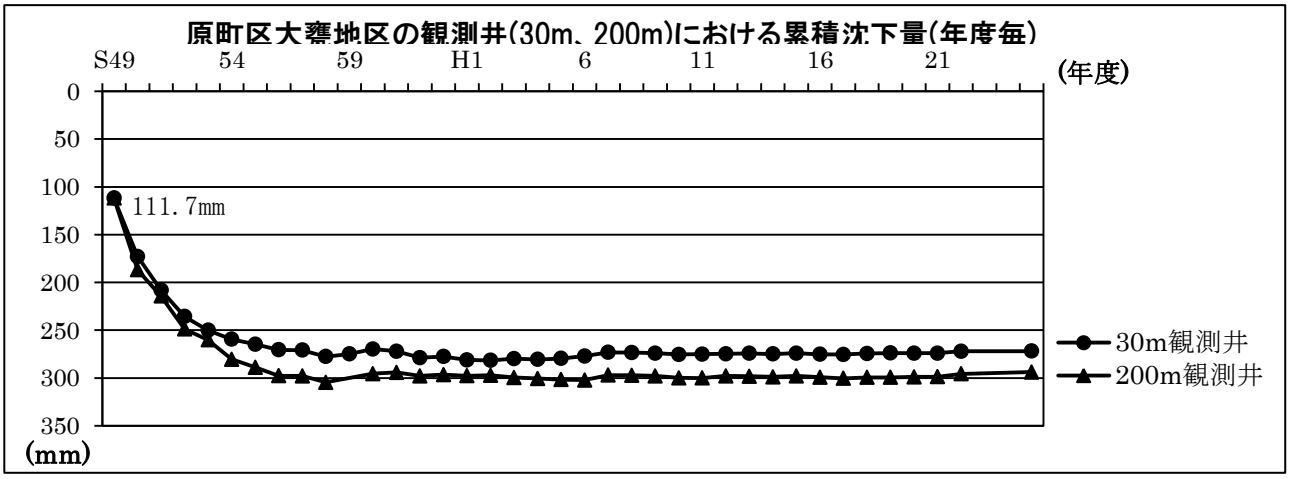

Ⅱ-7. 公害苦情

1. 公害苦情の概況

平成 25 年度中に、公害苦情として取り扱った件数は 120 件でした。

最近の公害苦情の内容は、広範囲に影響を及ぼすものは少なくなり、近隣環境に関するものが主となっています。

2. 種類別公害苦情発生件数

年度	区	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他	計
18	原町	2	9	3	4	1	19
	小高	0	1	0	1	0	2
	鹿島	0	3	1	1	0	5
	年度計	2	13	4	6	1	26
19	原町	4	7	13	15	25	64
	小高	0	2	0	2	10	14
	鹿島	0	1	0	1	0	2
	年度計	4	10	13	18	35	80
20	原町	5	4	21	10	7	47
	小高	1	2	1	5	0	9
	鹿島	0	3	1	1	0	5
	年度計	6	9	23	16	7	61
21	原町	2	2	7	16	17	44
	小高	0	1	0	2	2	5
	鹿島	0	2	0	2	2	6
	年度計	2	5	7	20	21	55
22	原町	4	4	5	6	13	32
	小高	－	－	－	－	－	0
	鹿島	0	0	0	0	0	0
	年度計	4	4	5	6	13	32
23	原町	1	1	2	0	50	54
	小高	－	－	－	－	－	0
	鹿島	0	0	0	0	0	0
	年度計	1	1	2	0	50	54
24	原町	0	0	8	1	179	188
	小高	－	－	－	－	－	0
	鹿島	0	1	2	0	4	7
	年度計	0	1	10	1	183	195
25	原町	4	0	8	3	99	114
	小高	－	－	－	－	－	0
	鹿島	5	1	0	0	0	6
	年度計	9	1	8	3	99	120

3. 公害苦情処理事務系統図

苦情処理の流れは、下記のとおりです。

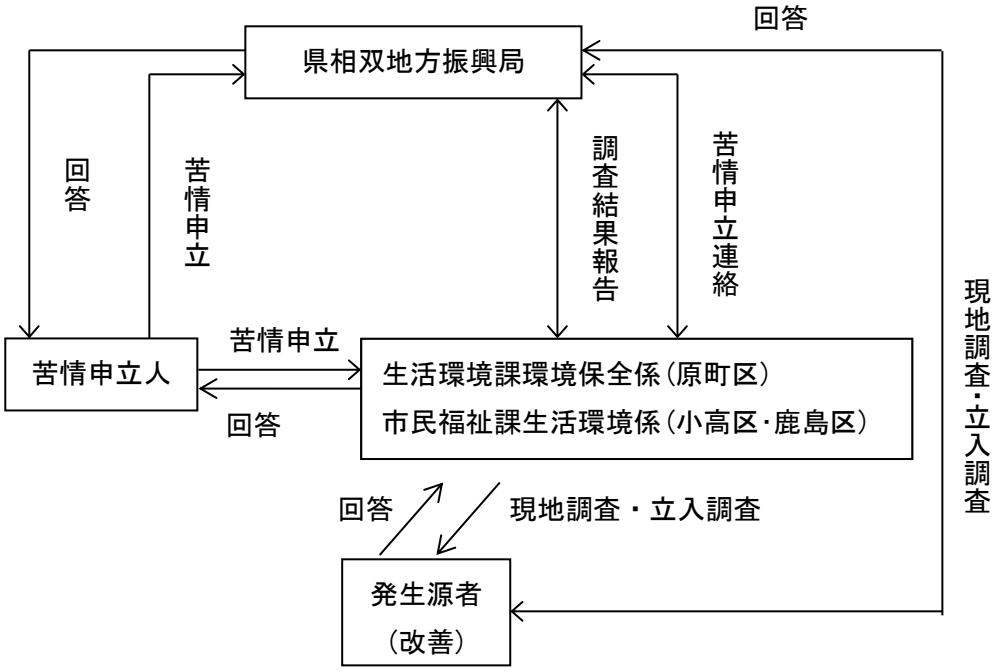

Ⅱ-8. 環境放射線量測定

1. 概況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響で、南相馬市内にも放射性物質が飛散しました。分布状況を把握するため市内全域において大気中の放射線量を測定しています。

測定結果をみると、各地点において小幅ですが線量が逓減している様子がわかります。

市内各区役所の空間線量率の推移(地上 1m・マイクロシーベルト/毎時[μSv/h])

測定月	測定地点		
	鹿島区役所	原町区役所 (南相馬市役所)	小高区役所
↓NaI サーベイメータによる測定			
記録上最も古い日付	0.43(H23/5)	0.45(H23/12)	0.24(H24/8)
H25/4	0.20	0.34	0.18
H25/5	0.19	0.32	0.18
H25/6	0.19	0.32	0.18
H25/7	0.19	0.30	0.18
H25/8	0.18	0.30	0.18
H25/9	0.18	0.29	0.15
H25/10	0.16	0.30	0.17
H25/11	0.17	0.28	0.17
H25/12	0.16	0.30	0.15
↓モニタリングポストによる測定			
H26/1	0.23	0.23	0.12
H26/2	0.22	0.22	0.12
H26/3	0.22	0.22	0.11

※測定値は月初日の測定値を使用。

※25 年 12 月まで NaI サーベイメータ、26 年 1 月以降モニタリングポストの値を引用しているため、大幅な線量の変化がみられる。モニタリングポストに変更後、鹿島区役所において値が上昇している原因としては、区役所内の測定場所が移動したことが考えられる.

Ⅲ. 特定工場等の届出状況

大気汚染防止法など公害関係法律や県生活環境の保全等に関する条例では、公害発生原因と考えられる施設や工場を設置しようとする場合、そこから排出される原因物質が排出基準等に適合するものであるかどうかを審査して、当該原因物質が環境に及ぼす影響を十分に検討するため、あらかじめ県や市に届け出ることになっています。この届出により規制対象となる公害発生施設を把握し、事前に十分なチェックを行うことにより公害の未然防止を図っています。また、すでに届出をした者には、届出事項について変更などをするような場合にも、その届出を義務づけています。

1. 法・県条例に基づく特定施設等の届出

法により、次のような施設の設置や建設作業を行おうとする者は、以下内容の届出をすることになっています。

設置施設･作業	根拠法令	届出先
ばい煙発生施設	大気汚染防止法	県
粉じん発生施設		
水質特定施設	水質汚濁防止法	
騒音特定施設	騒音規制法	市
騒音特定建設作業		
振動特定施設	振動規制法	
振動特定建設作業		
騒音指定施設	福島県生活環境の保全等に関する条例	
騒音指定建設作業		

※福島県生活環境の保全等に関する条例について

騒音規制法の基準に加え、届出が必要な施設の種類の追加、都市計画法に基づく用途地域外にまで規制範囲を拡大する等、基準を厳しくしたもの。

騒音特定・指定設施設置状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

設置施設	騒音特定施設(法)	騒音指定施設(条例)
	設置施設数(件)	
1 金属加工機械	8	144
2 空気圧縮機及び送風機	134	292
3 土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機	7	31
4 土石用、鉱物用、飼料、有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい及び分級機		24
5 織機		16
6 建設用資材製造機械	3	6
7 穀物用製粉機		0
8 木材加工機械	46	25
9 抄紙機	6	0
10 印刷機械	8	0
11 合成樹脂用射出成形機		27
12 鋳型造型機	1	8
13 ガソリンエンジン		0
14 ディーゼルエンジン		16
15 冷凍機		44
合計	213	633
上記施設に係る届出工場・事業場数	70	63

振動特定設施設置状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

設置施設	騒音特定施設(法)
	設置施設数(件)
金属加工機械	24
圧縮機	47
土石、鉱物用破砕機等	0
織機	0
コンクリートブロックマシン等	1
木材加工機械	4
印刷機械	4
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	0
鋳型造型機	1
合計	81
上記施設に係る届出工場・事業場数	33

騒音特定建設作業届出状況(平成 25 年度分)

作業内容	騒音特定建設作業（法）	騒音指定建設作業（条例）
	設置施設数(件)	
くい打機・くい抜機等を使用する作業		
錨打ち機を使用する作業		
削岩機を使用する作業	1	
空気圧縮機を使用する作業	1	
コンクリートプラント等を設けて行う作業		
バックホウを使用する作業		1
トラクターショベルを使用する作業		
ブルドーザーを使用する作業		
合計	2	1

振動特定建設作業届出状況(平成 25 年度分)

作業内容	騒音特定施設(法)
	設置施設数(件)
くい打機を使用する作業	
鋼球を使用して破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業	
ブレーカーを使用する作業	1
合計	1

Ⅳ.公害防止の施策と組織

1.公害防止の施策

南相馬市の環境はおおむね良好の傾向にあるが、一方、公害苦情の内容にみられるように、近隣騒音や悪臭などの苦情が依然としてあり、市民生活の近隣関係の問題に多くの関心が払われるようになってきており、より快適な生活環境を望む声が高まってきています。

本市では従来から、公害の未然防止の観点から「Ⅱ環境の現況」で述べているような種々の測定を実施するなど、環境保全対策に積極的に努めていますが、今後も市民の快適な生活環境を保全するために、将来の環境のあり方を総合的に検討していきたいと考えています。

2.公害行政組織

〇市民生活部生活環境課環境保全係

〇南相馬市環境審議会(15 人)※任期:平成 26 年 2 月 19 日～平成 28 年 2 月 18 日

(平成 25 年度末時点)

	役職	氏名	推薦団体
1	会長	西山　健司	福島県弁護士会相馬支部
2	副会長	佐藤　富美子	南相馬市原町区女性団体連絡協議会
3	委員	杉内　慶夫	日本野鳥の会南相馬
4	委員	遠藤　泰司	うつくしまエコリーダー
5	委員	高野　貞子	南相馬市小高区婦人団体連絡協議会
6	委員	越野　節子	南相馬市鹿島区女性団体連絡協議会
7	委員	宝玉　義則	南相馬土地改良区
8	委員	鶴蒔　清一	南相馬市農業委員会
9	委員	関場　啓	南相馬経営者協会
10	委員	江井　富雄	南相馬市小高区行政区長連合会
11	委員	遠藤　正吉	南相馬市鹿島区行政区長会
12	委員	佐藤　光	南相馬市原町区区長連絡協議会
13	委員	玉川　雄一	南相馬市教育委員会
14	委員	若盛　和雄	相馬郡医師会南相馬支部
15	委員	八巻　孝幸	福島県相双地方振興局

3.主な公害測定機器の整備状況

区分	品名	数量
騒音	騒音計	2
悪臭	臭気計	1
その他	局舎	1

4. 環境行政のあゆみ

年月日	事項
41. 4. 1	県公害防止条例の制定(41.10.1 施行)
42. 8. 3	公害対策基本法の制定(同日施行)
43. 6. 10	大気汚染防止法･騒音規制法の制定(43.12.1 施行)
	県公害防止条例の全面改正(45.4.1 施行)
45. 6. 1	公害紛争処理法の制定(45.4.1 施行)
12. 25	いわゆる｢公害国会｣で、公害関係 8 法律の大幅改正と水質汚濁防止法(46.6.24 施行)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(49.9.24 施行)など 6 法律の制定
46. 5. 25	騒音に係る環境基準の設定
6. 1	悪臭防止法の制定(47.5.31 施行)
6. 10	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の制定(47.9.10 施行)
7. 1	環境庁の設置
7. 20	県産業公害等防止条例･県生活環境保全条例の制定(47.9.10 施行)
10. 1	原町市公害対策条例の制定(47.4.1 施行)
12. 28	水質汚濁に係る環境基準の設定
47. 1. 1	県いわき公害対策センターの設置
4. 1	県公害防止施設整備資金融資制度の発足
4. 1	原町市公害対策審議会の設置
6. 1	騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示)
12. 8	小高町が日興ファインズ工業株式会社(現 DNP ファインケミカル)と公害防止協定締結
48. 3. 22	鹿島町公害対策条例施行
3. 27	小高町公害防止条例制定(48.4.1 施行)
	小高町公害防止条例施行規則制定(48.4.1 施行)
5. 8	大気汚染に係る環境基準の設定
5. 25	鹿島町公害対策審議会規則の施行
7. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示)
10. 5	公害健康被害補償法の制定(49.9.1 施行)
49. 6. 1	大気汚染防止法の改正(総量規制の制度化･49.11.30 施行)
12. 24	原町市公害対策条例の改正(地下水の採取規制･50.6.23 施行)
50. 3. 17	大気汚染防止法に基づく排出基準、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の制定(県の上乗せ規制･50.12.1 施行)
6. 23	原町市公害対策条例施行規則の制定
51. 6. 10	振動規制法の制定(51.12.1 施行)
54. 4. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示)
4. 1	騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示･見直し)
4. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示･見直し)
6. 1	工業用水法に基づく規制地域の指定

年月日	事項
55. 3. 3	原町市が大内新興化学工業株式会社と公害防止協定締結
	原町市が三和化学工業株式会社と公害防止協定締結
6. 1	県合成洗剤対策推進要領の実施
56. 10. 5	県知事が深夜騒音規制のあり方について県公害対策審議会へ諮問
57. 1. 27	県公害対策審議会が深夜営業騒音の規制について県知事へ答申
3. 23	県産業公害等防止条例の一部改正交付(深夜営業騒音規制)
10. 1	県産業公害等防止条例の一部改正施行(〃)
59. 4. 1	工業用水の供給を開始
9. 30	工業用水への水源転換を完了
60. 5. 1	騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示･見直し)
5. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示･見直し)
61. 5. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示･見直し)
62. 4. 8	官能試験法による悪臭対策指導要綱制定(62.7.1 施行)
5. 1	原町市農村集落地域下水処理計画書策定
63. 3. 30	原町市快適環境設備事業計画書策定
11. 10	原町市環境スリーアップ協議会設置
H1. 6. 1	小高町が丸三サービス株式会社と公害防止協定を締結
9. 27	悪臭防止法施行令の一部改正(規制物質･規制基準の追加)
11. 20	原町市合併処理浄化槽設置要綱制定(2.4.1 施行)
2. 6. 27	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律制定(2.6.27 施行)
9. 22	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進)
3. 4. 1	「ゴルフ場農薬安全使用指導要項」を施行
6. 1	「福島県環境影響評価要綱」を告示
6. 14	「福島県環境影響評価技術指針」を制定
7. 1	「福島県環境評価要綱」を施行
3. 10. 1	悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準等を告示
10. 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布
3. 10. 22	福島県が「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱」及び「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」を定め、補助制度を創設
4. 8. 7	原町市が有限会社福島農林と公害防止協定締結
10. 22	原町市、鹿島町が東北電力株式会社と公害防止協定締結
5. 5. 13	小高町合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱制定(5.5.13 施行)
10. 29	原町市が有限会社緑生と公害防止協定締結
11. 19	環境基本法公布施行(公害対策基本法は廃止)
6. 10. 19	「アメニティあふれるまちづくり」受賞
11. 22	原町市が酸性雨等測定局設置
7. 12. 28	原町市が株式会社原町共栄クリーンと公害防止協定締結
8. 3. 26	福島県環境基本条例交付施行

年月日	事項
9. 4. 1	福島県生活環境の保全等に関する条例の全面施行(これにともなって福島県産業公害等防止条例の廃止)
6. 13	環境影響評価法公布
10. 3. 19	原町市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例の改正
3. 19	原町市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する規則の改正
7. 10	福島県悪臭防止対策指針制定(10.9.1 施行)
12. 22	福島県環境影響評価条例公布
11. 6. 12	環境影響評価法、福島県環境影響評価条例施行
12. 24	原町市環境基本条例公布
12. 4. 1	原町市環境基本条例施行
9. 29	小高町廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例制定(12.10.1 施行)
12. 25	小高町生活排水対策推進指導員設置要綱制定(13.4.1 施行)
13. 3.	小高町地球温暖化対策推進実行計画策定
3.	鹿島町地球温暖化対策推進実行計画策定
6. 19	原町市が有限会社モンマと公害防止協定を締結
7. 18	原町市地球温暖化対策推進実行計画策定
12. 7	原町市が ISO14001 認証取得
14. 1. 31	小高町が丸三製紙株式会社と公害防止協定を締結
5. 29	土壌汚染対策法公布
15. 2. 15	土壌汚染対策法施行
6. 30	原町市が斎藤運輸工業株式会社と公害防止協定を締結
6. 30	原町市が株式会社まるさセンターと公害防止協定を締結
16. 1. 15	小高町が有限会社殖産と公害防止協定を締結
4. 20	原町市環境基本計画策定
11. 10	小高町がコニカケミカル株式会社(現 DNP ファインケミカル)と公害防止協定を締結
12. 7	原町市が ISO14001 認証更新
17. 7. 1	石綿障害予防規則施行
12. 28	原町市が株式会社伏見材木店と公害防止協定を締結
18. 1. 1	南相馬市環境基本条例制定
2. 15	南相馬市環境審議会設置
6. 29	南相馬市が株式会社ｼﾏ商会と公害防止協定を締結
8. 1	南相馬市が東北電力株式会社と公害防止協定の一部を改正する協定締結
19. 2. 19	南相馬市地球温暖化対策推進実行計画策定
3. 14	南相馬市が株式会社まるさセンターと公害防止協定を締結
12. 7	南相馬市が ISO14001 認証拡大更新
20. 8.	南相馬市環境基本計画策定
21. 7. 30	南相馬市が八島建設有限会社と公害防止協定を締結

年月日	事項
21. 8. 11	南相馬市環境基本条例施行規則の一部改正(国土開発幹線自動車道建設に限定した新たな揚水許可基準の特例を設定)
22. 4. 1	南相馬市が ISO14001 認証を返上し、南相馬市独自の環境マネジメントシステムに移行
23. 3. 11	東日本大震災発災
23. 10. 28	悪臭防止法第 3 条に基づく規制地域の指定及び同法第 4 条に基づく規制基準の設定に係る県告示(24.4.1 施行、鹿島区南海老及びその周辺地域)

資料１　環境に関する基準等

資料 1-Ⅰ. 大気質に関する基準

1. 大気汚染に係る環境基準

大気質については、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。

物質	二酸化硫黄（SO2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）	二酸化窒素（NO2）
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
達成目標	原則として 5 年以内に達成すること	できる限り速やかに達成維持すること	できる限り速やかに達成維持すること	できる限り速やかに達成維持すること	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン（TCE）	テトラクロロエチレン（PCE）	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。
達成目標	できる限り速やかに達成維持すること	できる限り速やかに達成維持すること	できる限り速やかに達成維持すること	できる限り速やかに達成維持すること

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

2. 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 超えれば環境基準未達成となる。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、前記に関係なく未達成とする。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 超えるか、1 時間値が 0.1ppm を超えれば環境基準未達成となる。
一酸化炭素	長期的評価	1 日平均値 2%除外値が 10ppm を超えれば環境基準未達成となる。ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、前記に関係なく未達成となる。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm を超えるか、1 時間値の 8 時間平均(1 日を 8 時間毎の 3 区分した場合の平均値)が 20ppm を超えれば環境基準未達成となる。
浮遊粒子状物質	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/立方メートルを超えれば環境基準未達成となる。ただし、1 日平均値が 0.10mg/立方メートルを超える日が 2 日以上連続した場合は、前記に関係なく未達成となる。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/立方メートル超えるか、1 時間値が 0.20mg/立方メートルを超えれば環境基準未達成となる。
光化学オキシダント	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えれば環境基準未達成となる。(昼間:5 時～20 時)	
二酸化窒素	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は未達成となる。	

3. 工場等の排出基準

工場等から排出される大気汚染物質（ばい煙、粉じん等）の排出基準は、大気汚染防止法で定められており、法に規定するばい煙発生施設から排出される大気汚染物質について、その基準を守らなければならないことになっています。

大気汚染防止法により規制対象とする大気汚染物質は、ばい煙、粉じん、自動車排出ガス等であり、規制基準等は次のとおりです。

なお、福島県生活環境の保全等に関する条例では、ばい煙指定施設について下表の基準を定めています。

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設	規制基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO_2 SO_3	物の燃焼	ばい煙発生施設	排出基準 （量規制、地域ごとK値方式） 特定工場等については総量規制基準 指定地域内、工場（単位量規制、知事が定める）	改善命令、直罰など
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	同上	排出基準 （濃度規制、施設の種類規模ごと）	同上
	有害物質	Cd、Pb、HF、Cl_2、HCl、NO_2など	物の燃焼、合成、分解など	同上	同上 （濃度規制、物質の種類、施設の種類ごと）	同上
	特定有害物質	未指定	物の燃焼	同上	同上 （量規制、K値方式）	同上
粉じん		セメント粉、石灰粉、鉄粉など	物の粉砕、選別、堆積など	粉じん発生施設	構造・使用・管理基準	基準適合命令
自動車排出ガス		CO、HC、NO_2など	自動車の運行	特定の自動車	許容限度 （保安基準で考慮）	交通規制、整備命令など （他法による）
特定物質		C_6H_5OH（フェノール） C_6H_5N（ピリジン） など	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設 （政令等で特定せず）	なし	事故時の措置命令

資料 1-Ⅱ. 水質に関する基準

水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目基準値	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB		チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

※基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川(湖沼を除く)

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	−
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	−
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	−

※基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)

※農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)

●自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道　1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3 級:前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産　1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び 3 級の水産生物用

2 級:ｻｹ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

3 級:コイ、フナ等、β−中腐水性水域の水産生物用

工業用水　1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3 級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全　:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2)海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	

※相双地区地先海域、原町市地先海域は類型Aに指定されている。

水産1級のうち、生食用原料ｶｷの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

水産　　1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

　　2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全　　:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。

※水域類型の指定は、海洋生物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

自然環境保全　　:自然探勝等の環境保全

水産　　1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

　　2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

　　3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(3)地下水及び土壌汚染に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ること。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(規定条文)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号　改正:平成 13 年環告 37)

土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1㍑につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg 未満であること。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1㍑につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍑につき1mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍑につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液1㍑につき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液1㍑につき 0.03mg 以下であること。
六価クロム	検液1㍑につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1㍑につき 0.01mg 以下であること。
砒素	検液1㍑につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液1㍑につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液1㍑につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液1㍑につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1㍑につき 0.003mg 以下であること。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1㍑につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液1㍑につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液1㍑につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液1㍑につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1㍑につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液1㍑につき 0.8mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1㍑につき 0.004mg 以下であること。	ほう素	検液1㍑につき1mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1㍑につき 0.02mg 以下であること。		

※環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては告示(平成3年8月23日勧告[最近改正平成13年3月28日])に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1㍑につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1㍑につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(4) 工場等の排水基準

工場等からの排水は、「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」並びに「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定められており、法で定める特定施設や県条例で定める排水指定施設を有する工場等から公共用水域に排水される水については、その基準の遵守を義務付けられています。

工場・事業場から排出される水の水質基準（単位：mg/L）

区分／項目	福島県生活環境の保全等に関する条例	全国一律基準
1 カドミウム及びその化合物	0.1	0.1
2 シアン化合物	0.5	1
3 有機燐化合物	1	1
4 鉛及びその化合物	0.1	0.1
5 六価クロム化合物	0.2	0.5
6 砒素及びその化合物	0.1	0.1
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	0.003
10 トリクロロエチレン	0.3	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.1	0.1
12 ジクロロメタン	0.2	0.2
13 四塩化炭素	0.02	0.02
14 1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
15 1,1-ジクロロエチレン	1	1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
17 1,1,1-トリクロロエタン	3	3
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
20 チウラム	0.06	0.06
21 シマジン	0.03	0.03
22 チオベンカルブ	0.2	0.2
23 ベンゼン	0.1	0.1
24 セレン及びその化合物	0.1	0.1
25 ほう素及びその化合物	海域以外 10,海域 230	海域以外 10,海域 230
26 ふっ素及びその化合物	海域以外 8,海域 10	海域以外 8,海域 15
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
28 水素イオン濃度(pH):水素指数	海域以外 5.8～8.6,海域 5.0～9.0	海域以外 5.8～8.6,海域 5.0～9.0
29 生物化学的酸素要求量(BOD)	40(日間平均 30)	160(日間平均 120)
30 化学的酸素要求量(COD)	40(日間平均 30)	160(日間平均 120)
31 浮遊物質量(SS)	70(日間平均 50)	200(日間平均 150)
32 ノルマルヘキサン抽出物質含	1	5
33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(植物油脂類含有量)	10	30
34 フェノール類含有量	1	5
35 銅含有量	2	3
36 亜鉛含有量	4	5
37 溶解性鉄含有量	10	10
38 溶解性マンガン含有量	10	10
39 クロム含有量	2	2
40 大腸菌群数:個/c ㎥	3,000	日間平均 3,000
41 窒素含有量	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)
42 燐含有量	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)
対象排水量	30 立方メートル/日以上	50 立方メートル/日以上

区分／項目	福島県生活環境の保全等に関する条例
43 イソキサチオン	0.08
44 ダイアジノン	0.05
45 フェニトロチオン(MEP)	0.03
46 イソプロチオラン	0.4
47 オキシン銅(有機銅)	0.4
48 クロロタロニル(TPN)	0.4
49 プロピザミド	0.08
50 イソフェンホス	0.01
51 クロルピリホス	0.04
52 トリクロルホン(DEP)	0.3
53 ピリダフェンチオン	0.02
54 イプロジオン	3
55 エトリジアゾール	0.04
56 キャプタン	3
57 クロロネブ	0.5
58 トリクロホスメチル	0.8
59 フルトラニル	2
60 ペンシクロン	0.4
61 メプロニル	1
62 アシュラム	2
63 テルブカルブ(MBPMC)	0.2
64 ナプロパミド	0.3
65 ブタミホス	0.04
66 ベンスリド(SAP)	1
67 ペンディメタリン	0.5
68 ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8
69 メコプロップ(MCPP)	0.05
70 メチルダイムロン	0.3
71 アセフェート	0.8
72 メタラキシル	0.5
73 ジチオピル	0.08
74 トリクロピル	0.06
75 ピリブチカルブ	0.2
76 エトフェンプロックス	0.8
77 チオジカルブ	0.8
78 アゾキシストロビン	5
79 イミノクタジン酢酸塩	0.06
80 プロピコナゾール	0.5
81 ホセチル	23
82 ポリカーバメート	0.3
83 シデュロン	3
84 ハロスルフロンメチル	0.3
85 フラザスルフロン	0.3
86 ニッケル含有量	2
87 水温	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。
88 色度	
対象排水量	30 立方メートル/日以上

＜水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づく上乗せ排水基準＞

相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	施設の種類		許容限度(mg/L)	
			日間平均	最大
カドミウム及びその化合物	非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の 62 号に掲げるもの)			
	水質令別表第1に掲げるその他の施設			
シアン化合物	水質令別表第1に掲げる施設			0.5
六価クロム化合物	水質令別表第1に掲げる施設			0.2
ふっ素及びその化合物	水質令別表第1に掲げる施設	特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(以下「1日平均排出水量」という。)が1㎥以上 30 ㎥未満のもの		
		1日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの		10〔海域に排出されるものに限る。〕

1. この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、総理府令第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
2. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
3. 2 のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた生活環境保全条例第 29 条第 1 項の排水指定事業場排水基準(以下「排水指定事業場排水基準」という)で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。
4. この表のふっ素及びその化合物についての排水基準は、昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ)を利用する旅館業に係る施設(水質令別表第 1 の第 66 号の 2 に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域の項目に係る排水基準

項目	施設の種類			許容限度(mg/L)	
				日間平均	最大
生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設(水質令別表第 1 の第 73 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	20	−
		水質令別表第 1 に掲げるその他施設	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	20	25
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設(水質令第1の第1号の2に掲げるもの)であって、1日平均排出水量が 10 ㎥以上のもの		−	−
		食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設(水質令別表第1の第2号、第4号から第17号まで、第 18 号の2及び第 19 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上 1,000 ㎥未満のもの	50	60
			1 日平均排出水量が 1,000 ㎥以上のもの	20	25
		水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第 1 の第 3 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上 1,000 ㎥未満のもの	30	40
			1 日平均排出水量が 1,000 ㎥以上のもの	20	25
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設(水質令別表第 1 の第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	−	−
		共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場等に係る施設(水質令別表第 1 の第 66 号の 3 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2、第 69 号の 2 及び第 69 号の 3 に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	30	40
		と畜業等に係る施設(水質令別表第 1 の第 69 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	60	80
		し尿処理施設(水質令別表第 1 の第 72 号に掲げるもの)		30	−
		し尿浄化槽(水質令別表第 1 の第 74 号に掲げる処理施設のうちし尿浄化槽)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	30	−
		水質令別表第 1 に掲げるその他の施設	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	20	
浮遊物質量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設(水質令別表第 1 の第 73 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	70	−
		水質令別表第 1 に掲げるその他施設	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	50	70
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設(水質令別表第 1 の第 1 号の 2 に掲げるもの)であって、1 日平均排出水量が 10 ㎥以上のもの		−	−
		食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設(水質令別表第 1 の第 2 号、第 4 号から第 17 号まで、第 18 号の 2 及び第 19 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上 1,000 ㎥未満のもの	60	70
			1 日平均排出水量が 1,000 ㎥以上のもの	50	70
		水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第 1 の第 3 号に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	50	70
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設(水質令別表第 1 の第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に掲げるもの)	1 日平均排出水量が 10 ㎥以上 30 ㎥未満のもの		
			1 日平均排出水量が 30 ㎥以上のもの	−	−

項目	施設の種類			許容限度(mg/L)	
				日間平均	最大
浮遊物質量	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場等に係る施設(水質令別表第1の第66号の3から第66号の7まで、第68号の2、第69号の2及び第69号の3に掲げるもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの	50	70
		と畜業等に係る施設(水質令別表第1の第69号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの	−	−
		し尿処理施設(水質令別表第1の第72号に掲げるもの)		70	−
		水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの	50	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃油処理施設(水質令別表第1の第31号から第37号まで、第51号及び第70号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		−
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第1の第3号に掲げるものであって、寒天製造業及び海草加工業に係るもの以外のもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		10
		水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		10
フェノール類含有量		水質令別表第1に掲げる施設	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		1
銅含有量		非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の第62号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		1
		水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		1
亜鉛含有量		非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の第62号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		−
		水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10㎥以上30㎥未満のもの		
			1日平均排出水量が30㎥以上のもの		−

1. この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、総理府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
2. この表において「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
3. この表の「許容限度」の欄に「−」の表示がある場合は、総理府令第1条に規定する排水基準を適用する。
4. 1日平均排出水量が30㎥以上50㎥未満(C水域及びD水域に排出水を排出する特定事業場並びに畜産農業等に係る施設(水質令別表第1の第1号の2に掲げる施設)を設置する特定事業場であっては、10㎥以上50㎥未満)である特定事業場又はし尿処理施設(水質令別表第1の第72号に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排水基準については、この表に定めるもののほか、総理府令第1条に規定する排水基準を適用する。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. この表の銅含有量、亜鉛含有量又はふっ素含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう)を利用する旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の2に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適

用しない。

7. この表の第 1 欄に掲げる項目ごとに同表の第 2 欄に掲げる施設を有する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の施設を有する場合において、その施設につき異なる許容限度の排水基準が定められている時は、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
8. この表に掲げる排水基準及び 4 の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
9. 8 のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた排水基準(排水指定事業場排水基準を含む)で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

資料 1-Ⅲ. 騒音・振動に関する基準

1. 騒音に関する基準

(1) 騒音の環境基準

騒音については、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。騒音に係る環境基準は、下記のとおりです。

本市における、騒音の環境基準に係る区域指定は平成 17 年 12 月 27 日に県の告示がされ、平成 18 年 1 月 1 日から施行されています。

類型	基準	基準値		対象区域		
		昼間 午前 6 時 ～午後 10 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時	原町区	鹿島区	小高区
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される区域など特に静穏を要する区域	50dB	40dB	(該当無し)		
A	専ら住居の用に供される区域	55dB	45dB	第 1 種低層住居専用区域 第 1 種中高層住居専用区域 第 2 種中高層住居専用区域	第 1 種中高層住居専用区域	第 1 種低層住居専用区域 第 1 種中高層住居専用区域 第 2 種中高層住居専用区域
B	主として住居の用に供される区域	55dB	45dB	第 1 種住居区域 第 2 種住居区域	第 1 種住居区域 第 2 種住居区域 準住居区域	第 1 種住居区域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	60dB	50dB	近隣商業区域 商業区域 準工業区域 工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域

ただし、次表に掲げる区域に該当する区域（以下「道路に面する区域」という）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

区域・道路の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
幹線交通を担う道路(高速道、自動車専用道、国道、県道、4 車線以上の市町村道)に面する区域	70dB	65dB
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 (幹線交通を担う道路を除く)	60dB	55dB
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域 (幹線交通を担う道路を除く)	65dB	60dB

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下，夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

(2) 自動車騒音に係る許容限度等

自動車騒音公害を防止するため、環境大臣は自動車が一定の条件で通行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めています。

また、自動車騒音の測定結果が総理府令で定める限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができることとされています。

交通規制の要請限度

区域・道路の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
幹線交通を担う道路(高速道、自動車専用道、国道、県道、4 車線以上の市町村道)に面する区域	75dB	70dB
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域(幹線交通を担う道路を除く)	65dB	55dB
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域(幹線交通を担う道路を除く)	70dB	65dB
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域(幹線交通を担う道路を除く)	75dB	70dB

(3)特定工場(指定工場)において発生する騒音の規制基準

都市計画法で定める用途区域内に、特定施設を設置している工場や事業場は騒音規制法の規制を受ます。

また、用途区域内及び用途区域外に、指定施設を設置している工場や事業場は県生活環境の保全等に関する条例の規制を受けます。

区域	基準値			対象区域		
	朝・夕 午前6～7時 午後7～10時	昼間 午前7時 ～午後7時	夜間 午後10時 ～午前6時	原町区	鹿島区	小高区
第1種	45dB	50dB	40dB	第1種低層住居専用区域 第1種中高層住居専用区域 第2種中高層住居専用区域	第1種中高層住居専用区域	第1種低層住居専用区域 第1種中高層住居専用区域 第2種中高層住居専用区域
第2種	50dB	55dB	45dB	第1種住居区域 第2種住居区域	第1種住居区域 第2種住居区域 準住居区域	第1種住居区域
第3種	55dB	60dB	50dB	近隣商業区域 商業区域 準工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域
第4種	60dB	65dB	55dB	工業区域	(該当無し)	(該当無し)
条例※	60dB	65dB	55dB	用途区域外		

※条例福島県生活環境の保全等に関する条例規制区域

学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から5dBを減した値とする(第1種区域を除く)。

(4)騒音規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例により届出が必要な指定・特定施設

騒音規制法により届出が必要な特定施設

1. 金属加工機械
   - 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
   - 製管機械
   - ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
   - 液圧プレス(矯正プレスを除く。
   - 機械プレス(呼び加工能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
   - せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
   - 鍛造機
   - ワイヤーフォーミングマシン
   - ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
   - タンブラー
   - 切断機(といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機(原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械
   - コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
   - アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7. 木材加工機械
   - ドラムバーガー
   - チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
   - 砕木機
   - 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
   - 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
   - かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
8. 抄紙機
9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る)
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る)

県条例により届出が必要な指定施設(用途区域外に設置された上記特定施設を含む)

12. 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
13. ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
14. ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
15. 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。

(5)特定建設作業(指定建設作業)の規制基準

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する特定建設作業(指定建設作業)は、騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例により規制されます(1日で終わる作業の場合規制はありません)。

特定建設作業(指定建設作業)に伴って発生する騒音の規制基準

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th>敷地境界</th><th>作業時刻</th><th>作業時間</th><th>作業期間</th><th>作業日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音規制法</td><td>第1号区域</td><td>用途区域のうち、工業区域を除く区域と工業区域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの区域</td><td rowspan="2">85 dB</td><td>7時~19時の時間内であること</td><td>1日10時間を超えないこと</td><td rowspan="2">連続6日を超えないこと</td><td rowspan="2">日曜・休日でないこと</td></tr>
<tr><td>第2号区域</td><td>用途区域のうち、第1号区域で規制される区域を除く区域</td><td>6時~22時の時間内であること</td><td>1日14時間を超えないこと</td></tr>
<tr><td>県条例</td><td colspan="2">用途区域外の区域で、学校(一条校)、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の区域</td><td>85dB</td><td>7時~19時の時間内であること</td><td>1日10時間を超えないこと</td><td>連続6日を超えないこと</td><td>日曜・休日でないこと</td></tr>
</table>

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

騒音規制法及び県条例により届出が必要な特定建設作業・指定建設作業

1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)。
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50㍍を超えない作業に限る)。
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)。
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)。
6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業。
7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業。
8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業。

(6) 深夜騒音の規制基準

都市計画法で定める用途地域内の飲食店営業等に関する騒音は、県生活環境の保全等に関する条例により規制されます。

区域	規制	音量規制	対象区域		
	午後 10 時～午前 6 時まで	午後 10 時～午前 6 時まで	原町区	鹿島区	小高区
A	音響機器(音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置)の使用禁止(音が外部に漏れない場合は使用可)。	45dB	第 1 種低層住居専用区域 第 1 種中高層住居専用区域 第 2 種中高層住居専用区域 第 1 種住居区域 第 2 種住居区域	第 1 種中高層住居専用区域 第 1 種住居区域 第 2 種住居区域 準住居区域	第 1 種低層住居専用区域 第 1 種中高層住居専用区域 第 2 種中高層住居専用区域 第 1 種住居区域
B		55dB	近隣商業区域 商業区域 準工業区域 工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域

※保育所、病院、診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m以内の区域では、上表に掲げる数値から 5dB 減じた値とする。

騒音規制法及び県条例による届出が必要な特定建設作業・指定建設作業

1. 食品衛生法施行令第 5 条第 1 号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業
2. 食品衛生法施行令第 5 条第 2 号に規定する喫茶店営業
3. 専らカラオケ装置を客に使用させる営業

(7) 拡声機騒音の規制基準

商業宣伝用に用いる拡声機の騒音は、県生活環境の保全等に関する条例により規制されます。

項目	区分		
	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等	音源直下の地点から 10m の距離で、地上 1.2m の高さで最大 70dB 以下	音源直下の地点から 10m の距離で、地上 1.2m の高さで最大 70dB 以下	地上 1.2m の高さで、音量の測定値の最大から 3 個のピーク値の算術平均値が 70dB 以下
使用時間	午前 7 時~午後 7 時	午前 7 時~午後 7 時	午前 9 時~午後 5 時 (日曜、祝日は午前 10 時から)
使用場所等	幅員 5m 以上の道路	・幅員 5m 以上の道路 ・拡声機中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から 10m 以内 ・拡声機の設置高さは地上 10m 未満	
放送時間等	1 地点における 1 回の連続放送時間 10 分を越えないこと	1 地点の連続放送時間は 1 時間を超えないものとし、使用時間 1 時間につき 15 分以上の休止時間を置くこと	同一地域の上空における旋回は、2 回以内とすること
放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲 80m 以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲 80m 以内の地域	

2. 振動に関する基準

振動規制法では、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、工場などの事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について規制を行うとともに道路交通振動に係る要請の措置を定めています。

(1) 工場等の規制基準

都市計画法で定める用途地域内に、特定施設を設置している工場や事業場は、振動規制法の規制を受けます。

特定工場において発生する振動の規制基準

区域	基準値		対象区域		
	昼間 午前7時 ～午後7時	夜間 午後7時 ～午前7時	原町区	鹿島区	小高区
第1種	60dB	55dB	第1種低層住居専用区域 第1種中高層住居専用区域 第2種中高層住居専用区域 第1種住居区域 第2種住居区域	第1種中高層住居専用区域 第1種住居区域 第2種住居区域 準住居区域	第1種低層住居専用区域 第1種中高層住居専用区域 第2種中高層住居専用区域 第1種住居区域
第2種	65dB	60dB	近隣商業区域 商業区域 準工業区域 工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域	近隣商業区域 商業区域 準工業区域

※保育所、病院、診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5dB減じた値とする。

振動規制法による届出が必要な特定建設

1. 金属加工機械
   - 液圧プレス(矯正プレスを除く)。
   - 機械プレス
   - せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る)。
   - 鍛造機
   - ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)。
2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)。
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)。
4. 織機(原動機を用いるものに限る)。
5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る)。並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る)。
6. 木材加工機械
   - ドラムバーガー
   - チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る)。
7. 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る)。
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る)。
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る)。

(2)特定建設作業の規制基準

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する特定建設作業は、振動規制法により規制されます（1日で終わる作業の場合規制はありません）。

特定建設作業に伴って発生する振動規制基準

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th>敷地境界</th><th>作業時刻</th><th>作業時間</th><th>作業期間</th><th>作業日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">振動規制法</td><td>第1号区域</td><td>用途区域のうち、工業区域を除く区域と工業区域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの区域</td><td rowspan="2">75 dB</td><td>7時~19時の時間内であること</td><td>1日10時間を超えないこと</td><td rowspan="2">連続6日を超えないこと</td><td rowspan="2">日曜・休日でないこと</td></tr>
<tr><td>第2号区域</td><td>用途区域のうち、第1号区域で規制される区域を除く区域</td><td>6時~22時の時間内であること</td><td>1日14時間を超えないこと</td></tr>
</table>

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

振動規制法による届出が必要な特定建設作業

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
4. ブレーカー（手動式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

(3)道路交通振動に係る要請基準

指定区域内（用途区域内）において、自動車の通行に伴い発生する振動が、総理府令で定める限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長は道路管理者に舗装や維持、修繕の措置を取ることを要請したり、公安委員会に交通規制の措置を取ることを要請したりすることができます。

道路交通振動の限度

<table>
<tr><th rowspan="2">区域</th><th colspan="2">基準値</th><th colspan="3">対象区域</th></tr>
<tr><th>昼間
午前7時
～午後7時</th><th>夜間
午後7時
～午前7時</th><th>原町区</th><th>鹿島区</th><th>小高区</th></tr>
<tr><td>第1種</td><td>65dB</td><td>60dB</td><td>第1種低層住居専用区域
第1種中高層住居専用区域
第2種中高層住居専用区域
第1種住居区域
第2種住居区域</td><td>第1種中高層住居専用区域
第1種住居区域
第2種住居区域
準住居区域</td><td>第1種低層住居専用区域
第1種中高層住居専用区域
第2種中高層住居専用区域
第1種住居区域</td></tr>
<tr><td>第2種</td><td>70dB</td><td>65dB</td><td>近隣商業区域
商業区域
準工業区域
工業区域</td><td>近隣商業区域
商業区域
準工業区域</td><td>近隣商業区域
商業区域
準工業区域</td></tr>
</table>

資料 1-Ⅳ. 悪臭防止法に基づく規制基準

1. 悪臭防止法に定める規制

(1) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る環境基準(1 号規制)

特定悪臭物質名	基準値(ppm)		
	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
トルエン	10	30	60
キシレン	1	2	5
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
イソブタノール	0.9	4	20
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01

※各物質とも、A 地域の基準は臭気強度 2.5、B 区域は臭気強度 3.0、C 区域は臭気強度 3.5 相当濃度である。

A 区域

- 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
- 原町区の準工業地域のうち、錦町三丁目、旭町三丁目、旭町四丁目、二見町二丁目、青葉町一丁目から三丁目まで、橋本町二丁目、北原(字大塚に限る)及び牛来(字大塚に限る)の区域
- 原町区の工業地域のうち、小川町、桜井町一丁目及び青葉町一丁目の区域

B 区域

- 商業地域及び準工業地域(A 区域の 2 に掲げる区域を除く)
- 小高区吉名字西飯渕の区域
- 原町区雫の区域のうち、字権現下の区域
- 原町区小浜の区域のうち、字間形沢及び字狐沢の区域
- 鹿島区南海老及びその周辺地域

C 区域

- 工業地域(A 区域の 3 に掲げる区域を除く)及び工業専用地域

(2) 煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準(2 号規制)

①規制対象物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、モルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドの合計 13 特定悪臭物質

②規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た流量

(3) 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準(3 号規制)

①規制対象物質

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの合計 4 特定悪臭物質

②規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た濃度

※ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間 1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

(4) 悪臭防止法に定める規制物質

物質名	悪臭物質	においの性質	主 要 発 生 源 事 業 場
特定悪臭物質(悪臭防止法)	アンモニア NH_3	刺激臭	畜産農業、鶏糞乾燥工場、複合肥料製造工場、化学肥料製造工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
	メチルメルカプタン CH_3SH	腐った タマネギ臭	でんぷん製造工場、クラフトパイプ製造工場、医薬品製造工場、石油精製工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
	硫化水素 H_2S	腐卵臭	畜産農業、でん粉製造工場、複合肥料製造工場、セロハン製造工場、ビスコースレーヨン製造工場、クラフトパルプ製造工場、石油精製工場、石油化学工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
	硫化メチル $(CH_3)_2S$	腐った タマネギ臭	クラフトパルプ製造工場、医薬品製造工場、石油精製工場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
	トリメチルアミン $(CH_3)_3N$	腐魚臭	畜産農業、複合肥料製造工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、水産缶詰製造工場等
	二酸化メチル $(CH_3)_2S_2$	腐った キャベツ臭	クラフトパルプ製造工場、化成場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
	アセトアルデヒド CH_3CHO	刺激性の果実臭 (青臭い甘さ)	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
	スチレン $C_6H_5CHCH_2$	刺激性の芳香族臭 (エーテル臭)	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、HRP製造工場、化粧合板製造工場等
	プロピオン酸 CH_3CH_2COOH	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化成場等
特定悪臭物質(悪臭防止法)	ノルマル酪酸 CH3(CH2)2COOH	汗くさい臭い	畜産事業場、化成場、鶏糞乾燥場、し尿処理場、でん粉製造工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等
	ノルマル吉草酸 CH3(CH2)3COOH	むれたくつ下のにおい	
	イソ吉草酸 (CH3)CHCH2COOH	むれたくつ下のにおい	
	プロピオンアルデヒド CH3CH2CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、 輸送用機械器具製造工場等
	ノルマルブチルアルデヒド CH3(CH2)2CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	
	イソブチルアルデヒド (CH3)2CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	
	ノルマルバレルアルデヒド CH3(CH2)3CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	

物質名	悪臭物質	においの性質	主 要 発 生 源 事 業 場
特定悪臭物質（悪臭防止法）	イソバレルアルデヒド (CH3)2CHCH2CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	
	イソブタノール (CH3)2CHCH2OH	刺激的な発酵臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、大工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
	酢酸エチル CH3CO2C2H2	刺激的なシンナー臭	
	メチルイソブチルケトン CH3COCH2CH(CH3)2	刺激的なシンナー臭	
	トルエン C6H5CH2	ガソリン臭	
	キシレン C6H4(CH3)2	ガソリン臭	

(5) 悪臭防止の方法

名称	原理	長所	短所
燃焼法	・悪臭成分を 700℃以上で完全燃焼させる方法で、もっとも高い成果を期待できる。 ・蒸気の除去、防食などに特有の工夫を要する。	・効果は一番である。 ・多くの業種に適用できる。	・燃焼方法は簡単ではない。 ・逆効果の場合がある。 ・爆発限界のあるものに使えない。 ・腐食の心配がある。
接触酸化法	・燃焼法の一種で、白金系や他の触媒を利用して、260～340℃の範囲内で悪臭成分を酸化(燃焼)して脱臭する。	・燃焼温度が低く装置が比較的簡単である。 ・有機溶剤その他利用範囲も広い。	・タール分、金属など触媒毒やエレメントに付着するものを除く前処理が必要。 ・触媒エレメントが安くない ・耐久力がポイントとなる。
薬液処理法	・酸、アルカリ洗浄や木酢液により脱臭する方法で、他の方法の前処理が併用で使われる例が多い。	・木酢液などは使用対象によっては非常に効果がある。 ・化製場関係その他に使用される。 ・畜産にもむいている。	・酸、アルカリの場合廃水処理が必要である。 ・他の方法と併用が多い。
中和法マスキング法	・特定の悪臭成分に化学的な中和をして一種の相殺効果をもつ薬液(例えばエアウイック) ・マスキングと呼ばれる他の芳香で防臭する。 ・各種の防臭消臭剤がこれにあたる	・特殊な使用対象や他の方法が適用できないとき又仕上げに適している。	・施設、設備、薬液代がかかる。
コロナ放電電極法	・同じ円筒の電極を用い中心の針金電極との間に 50～100KW の電圧を加え帯電された悪臭成分を収集する。	・使用対象によっては効果が高い。	・管理が必要である。 ・対象が限られている。 ・水洗が前処理として必ず必要となる。
吸着法	・活性炭、シリカゲル、ゼオライト、活性白土などの吸着剤で悪臭成分を吸着する。 ・イオン交換樹脂で電気的に吸着させるものである。	・脱臭剤の仕上げとして最適。 ・空気洗浄にむく。 ・熱がいらない。	・悪臭成分によっては脱着が困難なものや前処理が必要な場合がある。 ・再生や後処理が問題である ・あまり安くない。
酸化法	・燃焼法も一種の酸化だが、オゾンや塩素、次亜塩素酸ソーダなどのようにオゾンや塩素による酸化力で悪臭成分を酸化脱臭する。	・悪臭成分のガス量が大体一定の場合は便利。 ・滅菌消毒にも使用できる。 ・下水、し尿によく使用される。 ・比較的操作が簡単。	・供給量のバランスが合わないと逆効果で二次公害のおそれがある。 ・使用対象が限定されている。

資料２　南相馬市環境基本条例
及び南相馬市環境基本条例

○南相馬市環境基本条例

平成18年1月1日

条例第124号

目次

第１章　総則(第１条―第６条)
第２章　環境の保全に関する基本的施策(第７条―第19条)
第３章　公害の防止に関する施策(第20条―第25条)
第４章　地下水の採取に関する許可(第26条―第36条)
第５章　雑則(第37条―第39条)
第６章　罰則(第40条―第42条)
附則

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4)　揚水設備　動力を用いて地下水を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積(揚水機の吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が６平方センチメートルを超えるものをいう。

(基本理念)

第３条　環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

２　環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。

３　地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全に関する基本的施策

（施策の基本指針）

第７条　この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

⑴　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

⑵　生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

⑶　豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。

⑷　人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

⑴　環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

⑵　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、南相馬市環境審議会（第 38 条を除

き、以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第９条　市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮する。
（規制の措置）
第 10 条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずる。
２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努める。
（誘導的措置）
第 11 条　市は、事業者又は市民が施設の整備等をする際、環境への負荷の低減になるよう誘導して環境の保全上の支障を防止し、必要かつ適切な措置を講ずるよう努める。
（環境の保全に関する施設の整備等）
第 12 条　市は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずる。
２　前項に定めるもののほか、市は、河川等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずる。
（資源の循環的利用等の推進）
第 13 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずる。
（環境の保全に関する教育、学習等）
第 14 条　市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、その自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずる。
（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）
第 15 条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずる。
（情報の提供）
第 16 条　市は、環境の保全に関する情報を積極的に提供する。
（調査の実施等）
第 17 条　市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行う。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第 18 条　市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努める。
（地球環境保全の推進）
第 19 条　市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境保全が積極的に推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第３章　公害の防止に関する施策

（公害の防止に関する規制等）

第20条　市長は、国及び県の技術的な助言その他の援助の下、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

(1)　公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。

(2)　公害を防止するために必要な都市施設の整備及び土地の合理的な利用の調整に関すること。

(3)　公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。

(4)　事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっせんその他の援助に関すること。

(5)　事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(6)　公害の防止を図るため、特定の区域について、特に規制する必要が生じた場合における基準等の設定に関すること。

２　市長は、前項第６号の規制基準等を定め、又は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

（公害に係る基準等）

第21条　大気の汚染の原因となるばい煙に係る排出基準は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）及び福島県生活環境の保全等に関する条例（平成８年福島県条例第32号。以下「県条例」という。）に定める排出基準による。

２　水質の汚濁の原因となる汚水及び廃液に係る排水基準は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、上乗せ条例及び県条例に定める排水基準による。

３　騒音の規制基準は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び県条例に定める規制基準による。

４　騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域における特定工場等（同法第２条第１項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。）において発生する騒音の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第１に定める規制基準による。

５　振動の規制基準は、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第276号）に定める規制基準による。

６　振動規制法第３条第１項の規定により指定された地域における特定工場等（同法第２条第１項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。）において発生する振動の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第２に定める規制基準による。

７　悪臭の規制基準は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）及び悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件（平成８年福島県告示第329号）に定める規制基準による。

８　悪臭防止法第３条の規定により指定された地域における工場その他の事業場において発生する悪臭の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第３に定める規制基準による。

９　土壌に係る汚染には、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に定める農用地土壌汚染対策地域の指定について、福島県知事に対し要請することができる。指定要件については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）による。

（苦情の処理）

第22条　市長は、公害に係る苦情、陳情等について市民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努める。

（処理計画）

第23条　市長は、事業者の事業活動により第21条に掲げる基準を超える公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて、公害を防止するための処理計画の作成及びその提出を命ずることができる。

２　市長は、前項の規定により処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないと認めるときは、当該計画の変更を命ずることができる。

３　市長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。

４　市長は、事業者が第１項の規定により提出した処理計画又は第２項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命ずることができる。

５　第３項の規定は、前項の規定により実施を命ずる場合に準用する。

（緊急時の措置）

第24条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1)　気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2)　異状な渇水その他これに準ずる理由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

２　事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

（報告事項）

第25条　事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1)　その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該公害の内容、公害の防止のために講じた措置及び講じようとする措置の状況

(2)　その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

２　市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を命ずることができる。

第４章　地下水の採取に関する許可

（揚水規制地域の指定）

第26条　市長は、地下水の採取により、地盤の沈下が生じている地域又は生ずるおそれがある地域について、地盤の沈下を防止するため地下水の採取を規制する地域（以下「指定地域」という。）を規則で定めなければならない。

（揚水基準）

第27条　指定地域内における揚水基準は、規則で定める。

（基準遵守義務）

第 28 条　指定地域内において揚水設備により地下水を採取する者は、揚水基準を遵守しなければならない。

（地下水の採取の許可）

第 29 条　指定地域内において揚水設備により地下水を採取しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2)　揚水設備の設置の場所

(3)　揚水機の種類

(4)　揚水設備のストレーナーの位置

(5)　揚水機の吐出口の断面積

(6)　地下水の用途、揚水量その他規則で定める事項

（許可の基準）

第 30 条　市長は、前条第２項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る地下水の採取が当該揚水設備に適用されることとなる揚水基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

２　市長は、揚水基準に適合しないものであっても、規則で定める用途に供する場合及びその地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、許可をすることができる。

３　市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、地盤の沈下を防止するために必要な条件を付することができる。

（経過措置）

第 31 条　一の地域が指定地域となった際現にその地域内の揚水設備であって、揚水基準に適合しているものにより地下水を採取している者は、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

２　一の地域が指定地域となった際現にその地域内の揚水設備であって、揚水基準に適合していないものにより地下水を採取している者は、水源転換施設の供用が開始され、市長が規則で定める日までの間に限り、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

３　前２項の規定による許可を受けた者とみなされた者は、その地域が指定地域となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 29 条第２項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

４　市長は、地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた者とみなされる者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の量を減少させること等必要な措置の実施を命ずることができる。

（構造等の変更の許可）

第 32 条　第 29 条第１項の規定による許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、その許可に係る同条第２項第２号から第６号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

２　第 29 条第２項及び第 30 条の規定は、前項の許可について準用する。

（氏名の変更等の届出）

第33条　採取者は、その許可に係る第29条第２項第１号に掲げる事項に変更があったとき、又はその者がその許可に係る揚水設備（以下「許可揚水設備」という。）につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。

(2)　許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を揚水基準以下としたとき。

（承継）

第34条　採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

２　採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

３　前２項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（水量測定器の設置等）

第35条　採取者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取の量を記録し、その結果を市長に報告しなければならない。

（改善命令等）

第36条　市長は、揚水設備により地下水を採取している者が、第30条の規定に違反したとき、又は第31条第４項の規定による措置の要求に応じないときは、その者に対し、期限を定めてその違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該揚水設備による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

２　市長は、採取者が、第32条の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に従わないときは、第29条第１項の許可を取り消すことができる。

３　市長は、第29条第１項の規定による許可を受けないで揚水設備により地下水を採取している者又は前項の規定により地下水の採取の許可を取り消された者に対し、地下水の採取の停止を命ずることができる。

第５章　雑則

（立入検査）

第37条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会）

第38条　市長の附属機関として、別に定めるところにより、南相馬市環境審議会を置く。

（委任）

第39条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

（罰則）

第40条　第23条第４項又は第36条第１項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。

２　第23条第１項の規定による命令に違反した者又は第32条第１項の規定に違反して地下水を採取した者は、３万円以下の罰金に処する。

第41条　次の各号のいずれかに該当する者は、２万円以下の罰金に処する。

(1)　第25条第１項の規定に違反して報告を怠った者

(2)　第25条第２項の規定による命令に違反して報告を怠った者

(3)　第35条の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は地下水の採取量を報告せず、若しくは虚偽の地下水の採取量を報告した者

(4)　第31条第３項、第33条若しくは第34条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)　第37条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第42条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の小高町公害防止条例（昭和48年小高町条例第17号。以下「合併前の条例」という。）、鹿島町公害対策条例（昭和48年鹿島町条例第６号。以下「合併前の条例」という。）又は原町市環境基本条例（平成11年原町市条例第18号。以下「合併前の条例」という。）の規定により委嘱されている小高町公害対策審議会委員、鹿島町公害対策審議会委員及び原町市環境審議会委員は、この条例の規定により委嘱された南相馬市環境審議会委員とみなし、当該審議会の委員の任期については、平成18年１月末日までとする。また合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第１(第21条関係)

騒音の規制基準

第21条第４項の特定工場等に係る騒音の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第１種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第２種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第３種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第４種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

備考

１　本表において昼間、朝・夕及び夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区分	時間の範囲
昼間	午前７時から午後７時まで
朝・夕	午前６時から午前７時まで及び午後７時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前６時まで

２　本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区分	上欄に含まれる区域
第１種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第８条第１項第１号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域
第２種区域	用途地域のうち第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域
第３種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域
第４種区域	用途地域のうち工業地域

３　本表において「デシベル」とは、計量法(平成４年法律第51号)別表第２に定める音圧レベルの計量単位をいう。

４　第２種区域、第３種区域又は第４種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第７条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。

５　特定工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における騒音の大きさの許容限度は、本表の規定にかかわらず、当該特定工場等の敷地に係る区域の区分に応じた許容値と当該隣地に係る区域の区分に応じた許容値との和の２分の１に相当する値とする。

別表第２（第 21 条関係）

振動の規制基準

第21条第６項の特定工場等に係る振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第１種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第２種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

１　本表において昼間、夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区分	時間の範囲
昼間	午前７時から午後７時まで
夜間	午後７時から翌日の午前７時まで

２　本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区分	上欄に含まれる区域
第１種区域	用途地域のうち第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域
第２種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

３　第１種区域、第２種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における工場等振動規制基準は、この表に定める値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。

別表第３（第 21 条関係）

悪臭の規制基準

第21条第８項の工場等に係る悪臭の規制基準は、次のとおりとする。

１　特定悪臭物質を含む気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

（単位ppm）

区域の区分 特定悪臭物質の種類	Ａ区域	Ｂ区域	Ｃ区域
アンモニア	１以下	２以下	５以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.004以下	0.01以下
硫化水素	0.02以下	0.06以下	0.2以下
硫化メチル	0.01以下	0.05以下	0.2以下
二硫化メチル	0.009以下	0.03以下	0.1以下
トリメチルアミン	0.005以下	0.02以下	0.07以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.03以下	0.08以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.07以下	0.2以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.02以下	0.05以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.006以下	0.01以下
イソブタノール	0.9以下	４以下	20以下
酢酸エチル	３以下	７以下	20以下
メチルイソブチルケトン	１以下	３以下	６以下
トルエン	10以下	30以下	60以下
スチレン	0.4以下	0.8以下	２以下
キシレン	１以下	２以下	５以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	0.2以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.002以下	0.006以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.002以下	0.004以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.004以下	0.01以下

備考　本表において区域の区分は、次のとおりとする。

区分	左欄に含まれる区域
Ａ区域	１　用途地域のうち第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 ２　用途地域の準工業地域のうち原町区錦町３丁目、原町区旭町３丁目、原町区旭町４丁目、原町区二見町２丁目、原町区青葉町１丁目から原町区青葉町３丁目まで、原町区橋本町２丁目、原町区北原（字大塚に限る。）及び原町区牛来（字大塚に限る。）の区域 ３　用途地域の工業地域のうち小川町、桜井町１丁目及び青葉町１丁目の区域
Ｂ区域	１　用途地域のうち商業地域及び準工業地域（Ａ区域の２に掲げる区域を除く。） ２　原町区雫の区域のうち字権現下の区域 ３　原町区小浜の区域のうち字間形沢及び狐沢の区域 ４　小高区吉名の区域のうち、字西飯渕の区域
Ｃ区域	１　用途地域のうち工業地域（Ａ区域の３に掲げる区域を除く。） ２　工業専用地域

２　特定悪臭物質を含む気体で事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第３条に定める方法により算出して得た流量とする（メチルメルカプタン、硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。

３　特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第４条に定める方法により算出して得た濃度とする（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が１リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、１リットルにつき0.002ミリグラムとする。

○南相馬市環境基本条例施行規則

平成18年1月1日
規則第87号

（趣旨）

第１条　この規則は、南相馬市環境基本条例（平成18年南相馬市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（騒音の測定方法等）

第２条　騒音の測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第１号）の定めによる。

（振動の測定方法等）

第３条　振動の測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）の定めによる。

（悪臭の測定方法等）

第４条　悪臭の測定方法等は、特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第９号）の定めによる。

（土壌の測定方法等）

第５条　土壌の測定方法等は、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号）、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）の定めによる。

（指定地域）

第６条　条例第26条に規定する規則で定める指定地域は、次の各号の区分による地域とし、当該各号に係る区域は、別表のとおりとする。

(1)　第１号地域　地盤の沈下が現に生じた地域及び生じている地域

(2)　第２号地域　地盤の沈下が生ずるおそれがある地域

（揚水基準）

第７条　条例第27条に規定する規則で定める揚水基準は、次の表の左欄に掲げる地域に設置する揚水設備であって、その揚水機の吐出口の断面積及び揚水設備のストレーナーの位置は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

地域	揚水機の吐出口の断面積	揚水設備のストレーナーの位置（地表面下）
第１号地域	12平方センチメートル以下	350メートル以深
第２号地域	12平方センチメートル以下	100メートル以深

（地下水採取の許可申請）

第８条　条例第29条第２項に規定する申請は、地下水採取許可申請書（様式第１号。以下「許可申請書」という。）によるものとする。

２　条例第29条第２項第６号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　揚水機の原動機の出力

(2)　揚水機の揚水能力

(3)　揚水機の１日の平均使用時間

(4)　地下水位

(5)　井戸の深度

(6)　揚水設備の構造図及び位置図

３　第１項の許可申請書は、揚水設備の設置工事着手前30日までに提出しなければならない。

(揚水基準設備の特例)

第９条　条例第30条第２項に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

(1)　水道法(昭和32年法律第177号)の規定による水道事業用に供する場合

(2)　消防水利用に供する場合

(3)　地下水に関する試験研究用に供する場合

(4)　国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)に基づく国土開発幹線自動車道建設において地下水排除用に供する場合

(5)　飲料水を他に求めることができない場合

(6)　農業用水に水道水を除く河川水などを利用することができない場合

(7)　地下水を用いなければ品質の低下を来すおそれのある食品製造業又はその他の製造、加工業等で地下水と同質の水を他に求めることができない場合

２　条例第30条第１項及び第２項に規定する許可は、地下水採取許可書(様式第２号)によるものとする。

(揚水基準設備の特例許可の日)

第10条　条例第31条第２項に規定する規則で定める日は、次の表の左欄に掲げる地域について、それぞれ同表の右欄に定める日とする。

地域	揚水基準設備の特例許可の日
第１号地域	太田川水系によるダムの給水開始の日から１年を経過した日
第２号地域	前記以外の水源転換施設の給水開始の日から１年を経過した日

(地下水採取の届出)

第11条　条例第31条第３項に規定する届出は、地下水採取届出書(様式第３号)によるものとする。

(構造等変更の許可申請)

第12条　条例第32条第１項に規定する変更の許可を受けようとする者の申請は、構造等変更許可申請書(様式第４号)によるものとする。

２　前項の申請に係る許可は、構造等変更許可書(様式第５号)によるものとする。

(氏名等変更及び揚水設備廃止の届出)

第13条　条例第33条に規定する届出は、氏名等変更届出書(様式第６号)及び許可揚水設備廃止届出書(様式第７号)によるものとする。

(承継の届出)

第14条　条例第34条第３項に規定する届出は、許可揚水設備承継届出書(様式第８号)によるものとする。

(水量測定の報告)

第15条　条例第35条の規定による水量測定器を設置しなければならない者は、第10条に定める特例許可の日以後において、揚水機の吐出口の断面積が12平方センチメートル以上の許可揚水設備を有する採取者とする。

２　前項の採取者は、地下水の採取の量を、地下水揚水量等測定記録表(様式第９号)に記録し、その写しを添えて毎年の揚水量について翌年の２月末日までに地下水採取量報告書(様式第 10 号)により報告しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第 16 条　条例第 37 条第２項の証明書は、様式第 11 号のとおりとする。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、平成 18 年１月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の原町市環境基本条例施行規則(平成 12 年原町市規則第１号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成 21 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表１(第６条関係)

地下水採取規制地域

第１号地域	次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱３号までを順次結んだ線、標柱３号から水無川右岸河川区域の境界線に沿って標柱４号に至る線、標柱４号から新田川右岸河川区域の境界線に沿って標柱５号に至る線、標柱５号から海岸線に沿って標柱６号に至る線及び標柱６号から市境界に沿って標柱１号に至る線に囲まれた区域(公有水面及び工業の用に供しようとする地下水の採取に限り工業用水法(昭和31年法律第146号)により指定地域とされた区域を除く。)
第２号地域	次に掲げる地番の土地に存する標柱３号から標柱７号までを順次結んだ線、標柱７号から区境界に沿って標柱８号に至る線、標柱８号から海岸線に沿って標柱５号に至る線、標柱５号から新田川右岸河川区域の境界線に沿って標柱４号に至る線及び標柱４号から水無川右岸河川区域の境界線に沿って標柱３号に至る線に囲まれた区域(公有水面を除く。)

標柱１号　南相馬市原町区片倉字片倉101番地の３

標柱２号　南相馬市原町区馬場字川久保204番地の１

標柱３号　南相馬市原町区押釜字戸鳥土93番地

標柱４号　南相馬市原町区小川町449番地の１

標柱５号　南相馬市原町区下渋佐字大身10番地の２

標柱６号　南相馬市原町区堤谷字下戸屋𨻶216番地

標柱７号　南相馬市原町区深野字仲山116番地の37

標柱８号　南相馬市原町区金沢字大船𨻶30番地

資料 3　用語集

○用語の解説

大気質関係

（ア行）

硫黄酸化物（SO_X）

硫黄の燃焼によって発生するガス。石油や石炭等に含まれる硫黄分が燃焼して発生する大気汚染物質。無色で刺激臭があり、呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたりなどの影響がある。

（カ行）

光化学オキシダント（O_X）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽などの紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。オゾン、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）などがある。強い刺激性があり、粘膜や呼吸器系への影響や植物などにも影響がある。

（サ行）

酸性雨

大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け、酸性化された雨のこと。pH が 5.6 以下より低いものをいう。

（タ行）

窒素酸化物（NOX）

窒素と酸素の化合物のこと。主なものとして一酸化窒素と二酸化窒素があり、光化学スモッグの原因となっている。工場、自動車などから排出される。

（ナ行）

2%除外値

1 年間の大気環境が環境基準に適合しているかどうかを判定する際に、年間の測定値（日平均）を低い順に並べ、高い方の値の２％程度を特異な値として除外した中での最高値のこと。

（ハ行）

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が 10μｍ以下のものを指す。じん肺や気管支炎などを引き起こす。

PM2.5

大気中に浮遊している粒子状物質で、粒子の大きさが 2.5μｍ以下のものを指す。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、人体への影響が大きいと考えられている。

水質関係

（ア行）

上乗せ基準

汚水などを排出する際の規制に関し、国が定める基準よりも厳しく定めている自治体の独自の基準のこと。

MPN

（最確数）段階希釈をもとに統計的に微生物の数を決めたもの、環境水等の比較的低濃度な場合に用いられる方法。

（カ行）

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水をあわせて処理できる浄化槽。し尿処理のみを行う単独処理浄化槽に代わって生活排水処理の有効な対策施設として普及してきている。

（サ行）

水質類型

水質汚濁の環境基準について、水域の利用目的、水質の現状などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定することをいう。Ａ類型の方が、Ｂ類型、Ｃ類型等よりもきれいな水質を必要とする水域に設定されている。

水素イオン濃度(pH)

物質中の水素イオンの濃度のことで、酸性、アルカリ性を示す際の指標となる。7.0 を中性に、値が小さくなるほど強い酸性で、値が大きくなるほど強いアルカリ性を示す。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

（タ行）

大腸菌群数

大腸菌やこれに類似した菌の数のこと。大腸菌群が検出されると、人畜などのし尿が混入した可能性があると疑われ、チフスや赤痢の菌が存在する可能性がある。

（ナ行）

75%値

河川及び海域の水質汚濁の指標である、ＢＯＤ及びＣＯＤの年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値で、y 個の測定値を値の低い順から並べた 0.75×y 番目の数値のこと。年 12 回の測定では 9 番目の数値になる。

（ハ行）

浮遊物質量(SS)

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので、浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化を招く。

（ヤ行）

溶存酸素量(DO)

水に溶解している酸素の量のこと。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好であることを示す。

騒音関係

（タ行）

等価騒音レベル

変動する騒音のレベルの平均値のこと。平成 11 年度から騒音の環境基準を評価する際は、等価騒音レベルを用いることになった。

要請限度

騒音などにより人の健康や生活環境が被害を受けないとされている最低限度のこと。

ダイオキシン類関係

（タ行）

ダイオキシン類

有機塩素化合物のこと。ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCB、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの総称。人体に発がん性作用をもたらす。

毒性等量

ダイオキシン類の毒性を最も強いものを 1 として、その他のダイオキシン類の毒性を換算し、それらを足したものをあらわす。